

令和5年第2回久万高原町議会定例会

令和5年3月17日

○議事日程

令和5年3月17日午後1時30分開議

- 日程第1 議案第13号 久万高原町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第2 議案第21号 令和4年度久万高原町一般会計補正予算（第9号）
- 日程第3 議案第22号 令和4年度久万高原町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第4 議案第23号 令和4年度久万高原町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第5 議案第24号 令和4年度久万高原町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第6 議案第25号 令和4年度久万高原町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）
- 日程第7 議案第26号 令和4年度久万高原町訪問看護事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第8 議案第27号 令和4年度久万高原町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第9 議案第28号 令和4年度久万高原町凶荒予備事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第10 議案第29号 令和4年度久万高原町分譲宅地造成事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第11 議案第30号 令和5年度久万高原町一般会計予算
- 日程第12 議案第31号 令和5年度久万高原町国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第13 議案第32号 令和5年度久万高原町国民健康保険診療所事業特別会計予算
- 日程第14 議案第33号 令和5年度久万高原町後期高齢者医療保険事業特別会計予算
- 日程第15 議案第34号 令和5年度久万高原町介護保険事業特別会計予算

- 日程第16 議案第35号 令和5年度久万高原町訪問看護事業特別会計予算
- 日程第17 議案第36号 令和5年度久万高原町凶荒予備事業特別会計予算
- 日程第18 議案第37号 令和5年度久万高原町分譲宅地造成事業特別会計予算
- 日程第19 議案第38号 令和5年度久万高原町立病院事業会計予算
- 日程第20 議案第39号 令和5年度久万高原町立老人保健施設事業会計予算
- 日程第21 議案第40号 令和5年度久万高原町簡易水道事業会計予算
- 日程第22 議案第41号 令和5年度久万高原町下水道事業会計予算
- 日程第23 議案第43号 財産の無償貸し付けについて
- 日程第24 議案第44号 財産の無償貸し付けについて
- 日程第25 議案第45号 久万高原町交流拠点施設道の駅「天空の郷さんさん」の指定管理者の指定について
- 日程第26 議案第46号 久万高原町交流拠点施設道の駅「天空の郷さんさん」地域情報提供室・体験展示研修室の指定管理者の指定について
- 日程第27 議案第47号 久万高原町千本高原キャンプ場の指定管理者の指定について
- 日程第28 議案第48号 久万高原町溪泉亭の指定管理者の指定について
- 日程第29 議案第49号 面河溪自然環境保全活用交流拠点施設の指定管理者の指定について

○追加議事日程

- 追加日程第1 議案第51号 令和4年度久万高原町一般会計補正予算（第10号）
- 追加日程第2 議案第52号 令和5年度久万高原町一般会計補正予算（第1号）
- 追加日程第3 議案第53号 久万町・面河村・美川村・柳谷村新町建設計画の変更について
- 追加日程第4 発議第2号 森林・林業基本計画の推進並びに林野関係予算の確保及び拡充を求める意見書について
- 追加日程第5 議会会報特別委員会報告
- 追加日程第6 議会改革特別委員会報告
- 追加日程第7 デジタル推進特別委員会報告

○本日の会議に付した事件

議事日程と同じ

○出席議員（13名）

1番	阪本雅彦	2番	玉井春鬼
3番	光田優	4番	瀧野志
5番	田村昭子	6番	熊代祐己
7番	高橋誠	8番	森博
9番	岡部史夫	10番	大原貴明
11番	大野良子	12番	西山清一
13番	高橋末廣		

○欠席議員（0名）

○説明のため出席した者

町長	河野忠康	副町長	佐藤理昭
教育長	小野敏信	総務課長	木下勝也
住民課長	沖中敬史	保健福祉課長	西森建次
環境整備課長	辻本元一	ふるさと創生課長	西村哲也
建設課長	猪上浩明	林業戦略課長	小野哲也
まちづくり営業課	高木勉	農業戦略課長	菅和幸
会計管理者	釣井好春	病院事業等統括事務長	渡部定明
教育委員会事務局長	中川茂俊	消防本部消防長	大野秋義
代表監査委員	菅洋志		

○議会事務局

事務局長 篠崎慶太

事務局 (朝 礼)

議 長 本日の出席議員は13名です。
定足数に達しておりますので、ただいまから本日の会議を開きます。

(午後1時30分)

議 長 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。
日程第1、議案第13号「久万高原町国民健康保険税条例の一部を改正する
条例の制定について」を議題といたします。

本案について、総務文教厚生常任委員長の報告を求めます。

(大原貴明総務文教厚生常任委員長を指名)

大原委員長 総務文教厚生常任委員会に付託された議案第13号につきまして、3月9日
に委員会を開催して審査を行いましたので、その概要を報告いたします。

議案第13号「久万高原町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定
について」

地方税法施行令の一部改正、及び県が定める市町村標準保険料率を参考とし、
本町における保険税率の見直しを行うものです。

主な改正内容は、1、後期高齢者支援金分の課税限度額を20万円から22
万円とした。

2、低所得者の応益分の軽減反対規準所得に係る基準額を、5割軽減では5,
000円掛ける世帯人数分を、2割軽減では1万5,000円掛ける世帯人数
分を、それぞれ引き上げた。

3、医療給付費分の均等割を、2万3,400円から2万4,600円とし
た。また、後期高齢者支援金分の均等割は、7,200円を8,200円とし
ました。

施行期日は令和5年4月1日となっております。

審査した結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上です。

議 長 委員長報告が終わりました。
ここで、委員長報告に対する質疑を行います。
質疑される方、ございませんか。

(なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。
大原委員長、お引取りください。
委員長報告が終わりました。
これより質疑を行います。
質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。
これより討論を行います。
討論される方はございませんか。

(なしの声)

議 長 討論なしと認めます。
これより採決します。
お諮りします。
本案に対する委員長の報告は可決です。
報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第13号「久万高原町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について」は、委員長の報告のとおり可決しました。

議長 日程第2、議案第21号「令和4年度久万高原町一般会計補正予算（第9号）」を議題といたします。

本案について、最初に、総務文教厚生常任委員長の報告を求めます。

（大原貴明総務文教厚生常任委員長を指名）

大原委員長 総務文教厚生常任委員会に付託された議案第21号につきまして、3月9日に委員会を開催して審査を行いましたので、その概要を報告いたします。

議案第21号「令和4年度久万高原町一般会計補正予算（第9号）」

歳入歳出補正、総額3,394万7,000円の減額補正で、累計108億9,031万7,000円となります。

歳入の主なものは、地方交付税は、1億1,000万円の増額。分担金及び負担金は、343万9,000円の減額。使用料及び手数料は、287万円の減額。国庫支出金は、826万3,000円の減額。県支出金は、2,078万3,000円の減額。寄附金は、249万1,000円の増額。繰入金は、7,786万2,000円の減額。諸収入は、437万9,000円増額。町債は、3,760万円の減額などとなっています。

本委員会関係の歳出の主なものは、総務費では、公共施設等総合管理基金積立金の増額、1億円。庁内LAN無線環境構築業務委託料の減額、1,000万円。

民生費では、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の減額、1,000万円。電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金の減額、1,000万円。交通利用券の利用増加に伴う増額、147万8,000円。

衛生費では、新型コロナウイルスワクチン接種事業費の減額、1,416万2,000円。乳幼児・児童予防接種業務委託料の減額、1,200万円。

消防費では、消防基金積立金の増額、1,000万円。

教育費では、町内教育施設空調機器点検業務委託料の減額、452万1,0

00円などとなっております。

審査において、総務課関係では、N T Tビル内に設置していたサーバーの保管料を年間600万円ほど支出していたが、その問題は解決したのか、との質疑に、役場本庁のサーバー室の整備を終えたので、本格的な運用になる、との答弁がありました。

D Xの推進により、役場の組織図も大きく変わることが予想される。大きなお金をかけ、省力化した部分を町民福祉の向上につながるような取組に生かせるのではないかと、との質疑に、組織の見直しなども必要になってくると思うが、特にD Xの推進については、専門知識も必要となるので、見直し等も当然行っていくべき、との答弁がありました。

公共施設等総合管理基金積立金を1億円増額した目的は何か、との質疑に、施設の維持管理のために積み立てを行うということで、将来に備えて増額するもの、との答弁がありました。

また、この基金の現在の総額は幾らか、との質疑に、3億円程度、との答弁がありました。

まちづくり営業課では、光回線の整備も進んだが、インターネットが利用できない世帯がどれくらいあるのか、との質疑に、世帯割合でいうと、5%、二百数十世帯で、そこには携帯のL T E電波を使うホームルーターの購入補助制度を設けているが、今年度の申請はまだゼロ、との答弁がありました。

補助事業等を活用できるのであれば、できるだけ公平に光回線の利用ができるよう努めるべきではないかと、との質疑に、補助事業を積極的に活用して、整備を進めたい、との答弁がありました。

R e a c h D S Lの撤去を終えるのは来年度か、との質疑に、R e a c h D S Lの撤去は、今年度と来年度の2カ年に分けて施行しており、今年度は3局、来年度は5局撤去するとの答弁がありました。

保健福祉課関係では、乳幼児児童予防接種業務委託料の1,200万円の減額は大きいと、理由は何かとの質疑に、子宮頸がんの予防接種を190人ほど予定していたが、過去の副反応の事例や、キャッチアップの対象者の期限が、令和6年までということもあり、接種したのは13人だった、との答弁がありました。

交通利用券の利用増加で報償費が増額しているが、まだ周知が行き届いていない人はいるのか、との質疑に、実際、かなり増えてきているが、まだ十分ではないので、来年度は様々な手段を講じて、周知をさらに徹底したい、との答弁がありました。

審査した結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。
以上です。

議長 委員長の報告が終わりました。
ここで、委員長報告に対する質疑を行います。
質疑される方、ございませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。
大原委員長、お引取りください。
続いて産業建設常任委員長の報告を求めます。

(岡部史夫産業建設常任委員長を指名)

岡部委員長 産業建設常任委員会議案審査結果報告書。
産業建設常任委員会に付託された議案第21号につきまして、3月10日に委員会を開催して審査を行いましたので、その概要を報告いたします。

議案第21号「令和4年度久万高原町一般会計補正予算(第9号)」
歳入の補正予算については、総務文教厚生常任委員長より報告がありましたので、省略いたします。

本委員会関係の歳出の主なものは、総務費では、地域おこし協力隊員経費の減額、737万円。地域定住促進空き家活用住宅改修工事費の減額、880万円。

衛生費では、脱炭素推進事業の再エネ促進区域の設定等に向けた合意形成支援業務費用の増額、5,241万8,000円。松山衛生事務組合加入負担金

の減額、800万円。し尿等中継施設整備工事請負費の減額、800万円。

農林水産業費では、担い手総合支援事業補助金の減額、792万8,000円。農業機械施設整備事業補助金の減額、500万円。

商工費では、原油高騰対策事業経営支援事業補助金の増額、2,000万円。新型コロナウイルス感染症対策事業継続給付金の増額、900万円。面河アウトドアセンターの整備に係る費用の増額、1,366万1,000円。地域振興イベント業務委託料の減額、535万円。

土木費では、公共下水道事業特別会計繰出金の減額、980万3,000円。町営住宅の修繕料の増額300万円。住安上住宅外壁等改修工事及び管理委託料の減額、1,413万9,000円。災害復旧費では、台風14号災害復旧工事請負費の減額、570万円、などとなっています。

審査において、ふるさと創生課では、地域おこし協力隊の採用や退任の概要を、との質疑に、令和4年度当初は、9名の隊員が在籍していたが、年度途中に2名が退任し、中途採用が1名であるので、年度末では8名の隊員が在籍している、との答弁がありました。

採用時の状況や、辞めた理由についての質疑に、採用時はミッションについて夢を持って来られるが、活動を続ける中で、ミスマッチな部分もあることはある。

退任の主な理由は、家族の介護、自分の体調、新たな仕事に就くといった理由で、辞められる方が多いとの答弁がありました。

面河アウトドアセンターの開業予定はいつか、との質疑に、6月末竣工、7月上旬開設の段取りで、工事が進んでいる、との答弁がありました。

環境整備課では、し尿の松山市への運搬は円滑に進んでいるか、との質疑に、おおむね1日に2往復の運搬状況で、特に問題なく順調に運搬ができている、との答弁がありました。

脱炭素関連の予算を5,241万8,000円を組んでいるが、多額の費用をかけて十分な効果は得られるのか、との質疑に、今年度実施している再エネ導入目標の策定業務において、その業務の中で選定した箇所から、さらに国立研究開発法人新エネルギー産業技術開発機構が発表している風況マップの年間平均風速をもとに、有力な個所を選定しており、十分効果があるものになると

の答弁がありました。

今、計画している脱炭素は、再生可能エネルギーを含め、各地域の特色ある地域資源を最大限活用して、地域経済を循環させることが求められている。防災面や暮らしの質の向上など、地域が抱える課題の解決にも貢献できると考えているが、地域ぐるみの取組を促進していく考えはあるか、との質疑に、今回、脱炭素に向けた取組として、木質バイオマス発電の導入も検討している。

この取組は、未利用材等の活用を図ることにより、地域資源の最大限の活用、また防災面、暮らしの質の向上などにつながると考えている、との答弁がありました。

木質バイオマス事業を推進していく上で、林業戦略課や、総務課のSDGs計画など、関係部署との連携はとれているのか、との質疑に、脱炭素事業を進める中で、町で専門委員会等を組織して進めている。その委員会に林業戦略課、総務課共にオブザーバーとして参加しており、十分な内容把握と情報共有を行っている、との答弁がありました。

農業戦略化課では、有害鳥獣捕獲事業の補助金の増額は、当初の見込み以上に有害の件数が多いのか、との質疑に、イノシシをはじめ、有害駆除の件数が増えたことに加え、12月からの狩猟期間ではない時期に、しかも有害対象として駆除していただいたことにより、予算を増額したとの答弁がありました。

地域の住民は、イノシシ対策等に大変苦勞している。電気柵や鉄網以外の対策はあるのか、との質疑に、現在、農業戦略化で実施しているのは、電気柵、ワイヤーメッシュ、トタン、ネット等による対策となっている。今後も農地を守る対策を考えていきたい、との答弁がありました。

農機具が非常に高額で、稲作受託者支援事業の補助限度額が50万というのは、中途半端で使いにくい。限度額を引き上げる考えはないか、との質疑に、この事業は、面積要件が1.5ヘクタールでハードルが高く、機械も高額であり、限度額50万円は少ないとの声もいただいている。稲作受託者協議会や、若手グループ、経営者協議会の皆様のお話もいただきながら、検討したいとの答弁がありました。

今後の検討として、面積要件1.5ヘクタールをなくして、どの農家も使えるような制度に変えていくべきではないか、との質疑に、財政的にも限度があ

り、面積要件と補助限度額は、ある程度のラインを設ける必要があるとの答弁がありました。

四国カルスト牧場の放牧預託料が減額になっているが、預託牛が減っているのか、との質疑に、畜産農家さんも高齢等でやめられており、公社の牛についても減少傾向にあることから、放牧預託料を減額した、との答弁がありました。

建設課では、道路の陥没が見受けられるが、交通の障害となっている箇所について、早急に補修する考えはあるか、との質疑に、町民の皆様が安全に利用できるよう、現地を確認して、早急に対応したいとの答弁がありました。

また、町外の方が移住するときには、住宅が必要だが、入居できる町営住宅はあるか、との質疑に、建設課の住宅係に相談していただきたいとの答弁がありました。

審査した結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

以上でございます。

議長 委員長の報告が終わりました。
ここで、委員長報告に対する質疑を行います。
質疑される方、ございませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。
岡部委員長、お引取りください。
各委員長の報告が終わりました。
議案第21号「令和4年度久万高原町一般会計補正予算（第9号）」について、質疑を行います。
質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。
これより討論を行います。
討論される方はございませんか。

(なしの声)

議長 討論なしと認めます。
これより採決します。
お諮りします。
本案に対する委員長の報告は可決です。
報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。
したがって、議案第21号「令和4年度久万高原町一般会計補正予算（第9号）」は、委員長の報告のとおり可決しました。

議長 お諮りします。
日程第3、議案第22号から日程第10、議案第29号までの令和4年度特別会計補正予算に関する8件を一括議題にしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。
したがって、議案第22号から議案第29号までの8件を一括議題にすることに決定しました。
本案について、最初に、総務文教厚生常任委員長の報告を求めます。

(大原貴明総務文教厚生常任委員長を指名)

大原委員長

総務文教厚生常任委員会に付託された議案第22号、議案第23号、議案第24号、議案第25号、議案第26号につきまして、3月9日に委員会を開催して審査を行いましたので、その概要を報告いたします。

議案第22号「令和4年度久万高原町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)」

歳入歳出補正は、総額9,679万9,000円の減額補正で、累計10億9,019万3,000円となります。

歳出の主な内容は、一般療養給付費負担金の減額、7,648万円。一般高額療養費負担金の減額、1,000万円。

歳入の主な内容は、普通交付金の減額、8,648万円、特別交付金の減額、1,772万6,000円などとなっています。

審査した結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第23号「令和4年度久万高原町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算(第2号)」

歳入歳出補正は、総額475万円の減額補正で、累計4,987万5,000円となります。

歳出の主な内容は、父二峰診療所の医薬品衛生材料費の減額、250万円。面河診療所の医薬品衛生材料費の減額、240万円。

歳入の内容は、外来収入の減額、257万5,000円、事業勘定繰入金の減額、880万2,000円。前年度繰越金の増額、662万7,000円などとなっています。

審査では、父二峰診療所の医師が退職されるとのことだが、今後において、医師の確保や、地域医療の推進はきっちりとできるのか、との質疑に、町立病院の医師が出張をして、診療を行うこととしており、今まで週3日の診療であったが、新年度からは週4日の診療にする。ただし、その3日は午後の診療、1日は、午前の診療を予定している、との答弁がありました。

審査した結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第24号「令和4年度久万高原町後期高齢者医療保険事業特別会計補正

予算（第2号）」

歳入歳出補正予算は、総額1,317万6,000円の減額補正で、累計1億6,689万7,000円となります。

歳出の主な内容は、後期高齢者医療広域連合納付金の減額、1,325万9,000円。

歳入の主な内容は、現年度分特別徴収保険料の減額、739万円。現年度分普通徴収保険料の減額、100万円、保険基盤安定繰入金の減額、525万9,000円などとなっています。

審査した結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第25号「令和4年度久万高原町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）」

歳入歳出補正は、総額、638万円の減額補正で、累計19億2,809万5,000円となります。

歳出の主な内容は、居宅介護サービス給付費の増額、1,100万円。地域密着型介護サービス給付費の増額、1,500万円。施設介護サービス給付費の減額、1,200万円。

歳入の主な内容は、現年度分地域支援事業交付金の減額、180万円。現年度分地域支援事業交付金の減額、194万4,000円などとなっています。

審査では、過誤納金還付金についての質疑に、第1号被保険者の死亡や、転出に伴い、保険料を返還するため、予算を130万円増額した、との答弁がありました。

審査した結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第26号「令和4年度久万高原町訪問看護事業特別会計補正予算（第1号）」

歳入歳出補正、総額、938万円の減額補正で、累計5,285万4,000円となります。

歳出の主な内容は、人件費の減額、773万円。

歳入の主な内容は、訪問看護療養費収入を、400万円減額。訪問看護介護報酬の減額、450万円などとなっています。

審査した結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上です。

議 長

委員長の報告が終わりました。

ここで、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議 長

質疑なしと認めます。

大原委員長、お引取りください。

続いて、産業建設常任委員長の報告を求めます。

(岡部史夫産業建設常任委員長を指名)

岡部委員長

産業建設常任委員会に付託されました議案第27号、議案第28号、議案第29号につきまして、3月10日に委員会を開催して審査を行いましたので、審査概要を報告いたします。

議案第27号「令和4年度久万高原町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）」

歳入歳出補正、総額、1,650万円の減額補正で、累計2億3,995万9,000円となります。

歳出の主な内容は、備品購入費の減額、1,650万円。

歳入の主な内容は、国庫補助金の減額、830万円。一般会計繰入金の減額、980万3,000円。前年度繰越金の増額、160万3,000円などとなっています。

審査した結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第28号「令和4年度久万高原町凶荒予備事業特別会計補正予算（第2号）」

歳入歳出補正。総額288万円の減額補正で、累計674万8,000円となります。

歳出の内容は、奨学資金貸付金の減額、288万円。

歳入の内容は、凶荒予備基金繰入金の減額、288万円となっております。

審査では、奨学資金貸付金は、最近の傾向として減少傾向か、との質疑に、
本年は2名、令和3年度は1名、令和2年度は4名ということで、年々減っている状況との答弁がありました。

返済の方法についての質疑に、4年制大学の貸付金額は、月3万円の4年間で144万円となる。それを6年から8年かけて返済していただいている、との答弁がありました。

奨学金の返済が、結婚のハードルや子育ての負担になっているという話を聞くが、条件をつけて返済を免除することは可能か、との質疑に、凶荒予備学資貸与審査委員会でも、償還金の返済免除規定や、奨学生が地元就職した場合の優遇措置規定について、審議をした。その中で、給付型の支援の検討について、御意見も頂いたので、償還金の返済の優遇措置と合わせて、給付型奨学金制度も検討したいとの答弁がありました。

この奨学資金貸付制度は、住民の皆様に広く知られているのか、との質疑に、町の広報誌を通じて周知している、との答弁がありました。

審査した結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第29号「令和4年度久万高原町分譲宅地造成事業特別会計補正予算(第1号)」

歳入歳出補正。総額、287万円の増額補正で、累計596万3,000円となります。

歳出の主な内容は、一般会計繰出金の増額、297万円。

歳入の主な内容は、土地売払収入の増額、297万円となっております。

審査した結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上でございます。

議 長

委員長の報告が終わりました。

ここで、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。
岡部委員長、お引取りください。
各委員長の報告が終わりました。
これより質疑・討論・採決については、1件ずつ行います。

議 長 議案第22号「令和4年度久万高原町国民健康保険事業特別会計補正予算
(第3号)」について、質疑を行います。
質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。
これより討論を行います。
討論される方はございませんか。

(なしの声)

議 長 討論なしと認めます。
これより採決します。
お諮りします。
本案に対する委員長の報告は可決です。
報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。
したがって、議案第22号「令和4年度久万高原町国民健康保険事業特別会
計補正予算(第3号)」は、委員長報告のとおり可決しました。

議 長 議案第23号「令和4年度久万高原町国民健康保険診療所事業特別会計補正
予算（第2号）」について、質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

（なしの声）

議 長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論される方はございませんか。

（なしの声）

議 長 討論なしと認めます。

これより採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

（異議なしの声）

議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第23号「令和4年度久万高原町国民健康保険診療所事業
特別会計補正予算（第2号）」は、委員長報告のとおり可決しました。

議 長 議案第24号「令和4年度久万高原町後期高齢者医療保険事業特別会計補正
予算（第2号）」について、質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

（なしの声）

議 長 質疑なしと認めます。
これより討論を行います。
討論される方はございませんか。

(なしの声)

議 長 討論なしと認めます。
これより採決します。
お諮りします。
本案に対する委員長の報告は可決です。
報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。
したがって、議案第24号「令和4年度久万高原町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算（第2号）」は、委員長報告のとおり可決しました。

議 長 議案第25号「令和4年度久万高原町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）」について、質疑を行います。
質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。
これより討論を行います。
討論される方はございませんか。

(なしの声)

議長 討論なしと認めます。
これより採決します。
お諮りします。
本案に対する委員長の報告は可決です。
報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。
したがって、議案第25号「令和4年度久万高原町介護保険事業特別会計補正予算(第4号)」は、委員長報告のとおり可決しました。

議長 議案第26号「令和4年度久万高原町訪問看護事業特別会計補正予算(第1号)」について、質疑を行います。
質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。
これより討論を行います。
討論される方はございませんか。

(なしの声)

議長 討論なしと認めます。
これより採決します。
お諮りします。
本案に対する委員長の報告は可決です。
報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。
したがって、議案第26号「令和4年度久万高原町訪問看護事業特別会計補正予算(第1号)」は、委員長報告のとおり可決しました。

議 長 議案第27号「令和4年度久万高原町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)」について、質疑を行います。
質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。
これより討論を行います。
討論される方はございませんか。

(なしの声)

議 長 討論なしと認めます。
これより採決します。
お諮りします。
本案に対する委員長の報告は可決です。
報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。
したがって、議案第27号「令和4年度久万高原町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)」は、委員長報告のとおり可決しました。

議 長 議案第28号「令和4年度久万高原町凶荒予備事業特別会計補正予算（第2号）」について、質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

（なしの声）

議 長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論される方はございませんか。

（なしの声）

議 長 討論なしと認めます。

これより採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

（異議なしの声）

議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第28号「令和4年度久万高原町凶荒予備事業特別会計補正予算（第2号）」は、委員長報告のとおり可決しました。

議 長 議案第29号「令和4年度久万高原町分譲宅地造成事業特別会計補正予算（第1号）」について、質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

（なしの声）

議長 質疑なしと認めます。
これより討論を行います。
討論される方はございませんか。

(なしの声)

議長 討論なしと認めます。
これより採決します。
お諮りします。
本案に対する委員長の報告は可決です。
報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。
したがって、議案第29号「令和4年度久万高原町分譲宅地造成事業特別会計補正予算(第1号)」は、委員長報告のとおり可決しました。

議長 日程第11、議案第30号「令和5年度久万高原町一般会計予算」を議題といたします。
本案について、最初に総務文教厚生常任委員長の報告を求めます。

(大原貴明総務文教厚生常任委員長を指名)

大原委員長 総務文教厚生常任委員会に付託された議案第30号につきまして、3月9日に委員会を開催して審査を行いましたので、その概要を報告いたします。
議案第30号「令和5年度久万高原町一般会計予算」
令和5年度一般会計の歳入歳出当初予算額は、89億7,828万7,000円、前年度比較、3億2,494万2,000円の減額予算となりました。

歳入予算の主なものは、町税、8億4,178万1,000円。地方消費税交付金、1億7,800万円。地方交付税、45億円。分担金及び負担金、4,850万2,000円。使用料及び手数料、1億6,620万8,000円。国庫支出金、6億3,279万5,000円。県支出金、5億999万3,000円。財産収入、2,945万8,000円。寄附金、4,100万円。繰入金、9億4,428万3,000円。繰越金、1億円。諸収入、1億3,378万4,000円。町債、5億4,630万円などとなっています。

本委員会関係の歳出予算の主なものは、総務費では、財政調整基金等の基金を積立、2,263万1,000円。協働プラットフォーム構築事業費、2,378万2,000円。ReachDSL設備撤去費用、3,506万5,000円。集落支援事業費、2,410万9,000円。ふるさと納税に要する費用、1,645万1,000円。コンビニ交付導入業務委託料、1,078万円。柳谷落出代替バス運行業務委託料、2,527万8,000円。地域公共交通計画策定支援業務委託料、770万円。伊予鉄南予バス補助金、1,904万4,000円。

民生費では、社会福祉協議会への補助金、8,940万2,000円。国民健康保険事業特別会計繰出金、1億127万7,000円。高齢者移動支援事業に要する経費、1,706万6,000円。町外の老人ホームへの老人保護措置費負担金、2,772万円。特別養護老人ホーム久万の里償還金負担金、1,515万1,000円。介護保険事業特別会計繰出金、3億738万7,000円。後期高齢者医療療養給付費負担金、1億8,641万9,000円。後期高齢者医療保険事業特別会計繰出金、8,290万7,000円。老人保健施設事業会計繰出金、6,361万5,000円。人工透析患者の移動支援に要する経費、1,035万9,000円。人工透析等の障害者自立支援医療費、1,400万4,000円。重度心身障害者医療費助成金、4,500万円。障害福祉サービス費、3億249万3,000円。こども医療費、2,220万円。地域子育て支援拠点事業業務委託料、1,411万5,000円。教育保育給付施設型給付費負担金、1億3,169万円。

衛生費では、母子保健事業経費、1,153万3,000円。柳谷診療所診療業務負担金、1,024万円。病院事業会計繰出金、1億9,219万円。

乳幼児・児童・高齢者等予防接種費、3,270万3,000円。住民健診の費用、1,841万3,000円。

消防費では、小型水槽付消防ポンプ自動車の更新、5,438万9,000円。

教育費では、上浮穴高等学校星天寮の運営経費、3,426万円。公営塾運営支援業務委託料、599万5,000円。上浮穴高等学校振興対策協議会補助金、2,394万6,000円。障害のある児童の学校生活支援経費、1,569万円。公民館27分館の指定管理委託料、1,429万7,000円。久万給食センターの管理運営費、7,747万9,000円。美川給食センターの管理運営費、3,441万円などとなっております。

審査において、総務課関係では、大きな災害も予想される中、自治会に加入しないという問題があちこちで出ているが、まちとしてどのように考えているか、との質疑に、特に災害関連では、心配するところであり、自主防災の観点から、取組を進める必要があるとの答弁がありました。

自治会としてではなく、地域の自主防災組織でカバーするということか、との質疑に、自治会の活動は大切なものであり、両方を合わせながら取り組んでいくことが必要との答弁がありました。

自治会の役職対応ができなくなって、崩壊につながっているのも現実だと思うが、時代に対応した自治会の運営などについても、行政が主導して、省けるところは省くという取組が必要ではないか、との質疑に、自治会それぞれ事情は違うと思うが、意識を改革していくことが必要であり、自治会長会などの機会を捉え、相談に乗らせていただきたい、との答弁がありました。

高齢者や障害者の足の問題については、スピード感を持って対処しなければならない。ドア・ツー・ドアということになると、また別の感覚で進めなければならないのではないか、との質疑に、高齢者の割合が増加する中、足の確保というのは、最重要課題だと考えている。

現在、柳谷地区でも、ドア・ツー・ドアの形で試験的に研究もしており、その取組も踏まえて、全町的に波及していくことができればと思う。ただ、事業者との協力と、理解がないとできないことでもあり、その辺りも含めて、取り組みたい、との答弁がありました。

集落支援員の常勤と非常勤の割合は、との質疑に、現在、9名の支援員がおり、そのうちの2名がフルタイムで、パートが7名との答弁がありました。

フルタイムとパートについては、どのような基準で決めたのか、との質疑に、集落支援員については、原則、パートでと考えている。ただ、業務の実情を勘案し、フルタイムというところもあるが、一旦、フルタイムになったら、引き続いてフルタイムであるということではない。1年契約であり、見直しを行いながら、適正に対応していきたいとの答弁がありました。

面河地区と柳谷地区の地域運営協議会に、町が車両を渡しているが、この車両が使用できなくなったら、また町が更新するのか、との質疑に、空白地有償運送ということで、現在、町の車を使って活動していただいている。事業継続の必要性がある場合には、車が老朽化したら更新する、との答弁がありました。

災害対策は、自助、共助、公助と言われるが、公助には災害予防があり、個人ができることは個人でもらうことが必要だ。そこを研究し、具体的にどのような備えができるのか、町民に知らせていくべきではないか、との質疑に、災害対策は、日頃の行いが大事であり、自助の部分で、いかに備えるかということについて、啓蒙啓発を行っていく必要があるので、力を入れて取り組むとの答弁がありました。

かつて経験したことのない大雪であったが、遅いところは除雪に1週間以上もかかった。例えば3日間、最悪でも5日間で除雪するといった、期限を切って災害対策をするということを考えていくべきではないか、との質疑に、3日間というのが災害救助の目安とされている。目安をきちんと立てて、計画的に取組を進めることが重要だと思うので、新たに考え直したい、との答弁がありました。

発電機は、町内に何カ所備えているのか、との質疑に、町内50カ所程度に発電機を備えている、との答弁がありました。

各地域に一定数の発電機があることを周知して、自主防災訓練等で試験的に使うことが大事であり、今後、要望等も取りまとめて、普及を進めてはどうかとの質疑に、停電時の電力の確保というのは大事であり、自主防災組織の訓練の際等に、使用方法の徹底などを普及できるようにしたい、との答弁がありました。

生活路線バス対策については、早急にという要望をしてきた。これから地域公共交通計画を立てるのでは遅いと思うが、今、困っている方に対しては、早急に対応する予定はあるか、との質疑に、移動手段については、できるだけ早く取り組む必要があると思っている。交通利用券などは、活用を進めることが必要であり、事業者との協議や、町内全体で公平な取組が必要だと思うので、モデル的に取組を進め、計画策定後ということではなく、それぞれの地域に合わせた交通体制ができるように、取り組みたいとの答弁がありました。

町は、生活路線バスを走らせながら、交通利用券でタクシー移動も支援している。利用券は皆さん、喜んでいるので、継続すればいいと思うが、一方で、バスについては利用者が少なく、運行方法を検討すべきではないか、との質疑に、バスの乗客については、朝晩の乗客は多いが、日中は利用が少ない。これらを解消するためには、昼間はドア・ツー・ドアで対応をして、朝晩は定期バスを走らせるといった取組もできるとは思うが、事業者との協議も必要になるので、それを合わせて検討していきたい、との答弁がありました。

福祉乗合についての検討は行っているか、との質疑に、町なかで利用しやすいということの研究はしているが、特に福祉乗合という検討はできていない。全体の検討の中に含めて考えたいとの答弁がありました。

まちづくり営業課関係では、様々な事業について、しっかり研究もできたが、お客さんが来ない。人がたくさん集まれば、夢が広がる。強い県、強い市町の秘密はどこにあるのか。人が集まる、魅力ある自治体はどのような取組をしているのか、そのようなことを我が町でもしっかりと取り組んでもらいたい、との質疑に、役場の中の人材だけでは、なかなか取り組みづらい現実もあるが、まちづくり営業課は、よその地域に出かけて、人と人を結ぶという役割もあるので、民間企業や町内の方とも関わっていただく機会を設けたい、との答弁がありました。

観光振興について、多額の予算を組んでいるが、本町に来たら、ガソリンスタンドが開いていないというのは大変なことであり、担当課として、どう考えていくのか。総務課とも相談しながら取り組むべきではないか、との質疑に、御指摘の件は、町内のガソリンスタンドにも状況をヒアリングさせていただき、御苦労されている現状は聞き取ったので、何か違った方法を検討したい。また、

町のホームページでガソリンスタンドの開いている日をお知らせするために、トップページにアイコンをつくって周知に努めている、との答弁がありました。

また、このガソリンスタンドの問題は、重要なことであり、急ぎ対応を考えたい。どうか日曜日、開けてくれないかという話はしたが、スタンドの事情もあり、補填まで考えて対応しないといけないかもしれない、との答弁が町長よりありました。

協働プラットフォームやDXなどは、これから大いに進んでいくと思う。

IT人材については、県もしっかりと取り組んでいるが、うちのまちでは、人材を連れてこないと難しいと思うが、その取組はどうか、との質疑に、愛媛県が5人の専門人材を抱えており、町も300円ほどの負担金を支払っている。この人材は、町がいかに使うかということであり、町側から積極的にアプローチしていくという姿勢で臨みたい、との答弁がありました。

住民課関係では、マイナンバーカードの町内加入率の質疑に、2月末時点で交付率が63.57%、申請率が73.7%との答弁がありました。これから問題になってくるのは、マイナーポータルと思うが、個人口座の漏えいなどの対策について、情報はあるか、との質疑に、個人情報については、セキュリティが厳しく、他人に漏れることはない考えている。預金口座にしても、国民義務づけには至っておらず、希望した方が公金の受取口座登録ということになっている、との答弁がありました。

例えば、夫婦間であっても、配偶者のカードを使って検索しても、情報が引き出せない形にならないといけないが、そういった説明はしていないのか、との質疑に、まだ住民の方に対しては、将来的なことも含めて、十分な説明はできていない。今後、国からの情報を的確に伝えていくように努めたい、との答弁がありました。

個別徴収と同時に、コンビニで税の収納も始まると聞いたが、そちらも同時にできるのか、との質疑に、コンビニ収納については、納付書をコンビニに持ち込んで、バーコードを読み取る方式で、こちらも4月から同時開始する予定との答弁がありました。

保健福祉課関係では、結婚と出産に対しての各補助金があるが、子供が生まれるときに、母子手帳で妊婦さんに5万円、出産届をした段階で3万円、乳児

健診で5万円、支払われるという流れになると思うが、ひとり当たり合計で13万円の支援が受けられるということでのよいのか、との質疑に、13万円で間違いないとの答弁がありました。

結婚について。結婚祝い金2万円、結婚新生児新生活支援補助金が、条件によって30万円から60万円ということで、手厚い補助制度になっているようだが、出産、育児、結婚に対する支援を分かりやすくまとめた、広報的なものはあるか、との質疑に、子育てハンドブックをつくっており、妊娠された方に保健センターの窓口などで渡している、との答弁がありました。

久万高原町は、子供を生みやすい環境であるということ、広報などで積極的にお知らせしてはどうか、との質疑に、広報などでも、新規事業は年度初めにお知らせをしておき、事業が始まる段階では、広報、ホームページにも掲載をしている。引き続き周知したい、との答弁がありました。

少ない財政の中ではあるが、結婚、子育てに対しては大事なところであり、町独自の応援、補助のほうも検討してはどうか、との質疑に、財政が厳しい中であり、国、県等の補助金も活用しながら、対応できない部分については、町単でも検討をしたいとの答弁がありました。

コロナウイルスに感染された方で、後遺症に苦しんでいる方がいると思うが、その対策はどうか、との質疑に、今のところ後遺症の話は届いておらず、対応はしていない、との答弁がありました。

後遺症で苦労されている方には、取組が必要だと思うが、今後、しっかりと取り組んでいくのか、との質疑に、今後については、アンテナを張って、情報を漏らさずに対応したい、との答弁がありました。

在宅で介護をするのは、体力的にも精神的にも非常に厳しいが、手当の額は幾らか。また、在宅で看護している町内の人数を把握しているのか、との質疑に、補助額は月々7,500円。人数は、令和3年度で37人との答弁がありました。

家庭で介護をしてもらうのが、本人にとって一番いい方法と思うが、介護する人の負担を軽減するサポートはほかにあるのか、との質疑に、介護保険サービス以外に高齢者福祉施策としては、介護手当、介護用品の支援事業、独居等高齢者に対する緊急通報体制整備事業。要介護3から5の重度の方に対する外

出支援サービス事業。昼食等の独居高齢者等の配食サービス事業。紙おむつ支給事業などが、在宅で介護をしている御家族の方に対する補助になっている、との答弁がありました。

家庭での介護は、ある程度の期間があると思うので、介護する人にも精神的な面など、様々なサポートが必要ではないかとの質疑に、月に1回、認知症を支える家族の会を運営しており、それ以外の相談については、それぞれの居宅介護支援事業所や、ケアマネジャーが第一の相談窓口となって、短期入所サービスを利用するといった形で、身体的、精神的な安定を図っている。また、地域包括支援センターで相談を受け付けており、十分ではないかもしれないが、介護者の精神的なところは相談ができていないのではないか、との答弁がありました。

福祉バスの利用人数、乗車率は、との質疑に、4月から2月までの数字で、1日平均6.8人、利用者数は多い月で102名、少ない月でも70名の利用がある、との答弁がありました。

公共交通は、利用促進の経費が75歳以上の支援と75歳未満の障害児の支援と2つあるが、内容は交通券ということか、という質疑に、2つとも同じで、1カ月当たり2,000円の補助をしている、との答弁がありました。

75歳未満の障害者の方で、車椅子等で移動される方は、介護タクシーの利用となるが、何かほかに支援はあるのか、との質疑に、交通券は介護タクシーの利用も可能である、との答弁がありました。

介護タクシーは、町内では1業者だけだが、それで足りているのかとの質疑に、今のところ要望は出ていないので足りていると思う、との答弁がありました。

人工透析患者の移動支援に対する経費を計上しているが、これは公共交通機関を利用しているのか、との質疑に、自家用車が主で、バス等の利用はない、との答弁がありました。

社会福祉協議会に委託している人口透析患者の経費は、自家用車の経費とは別か、との質疑に、社協の委託費用と個人の自家用車の両方が含まれている、との答弁がありました。

透析患者の移動の支援を、公共交通機関の運転手ではなく、社協に委託して

いる理由は、との質疑に、社協に業務を委託して、運転手は社協で対応していただいている、との答弁がありました。

透析患者の移動について、社協に委託している部分は、公共交通機関などの利用に変えるべきではないか、との質疑に、社協の皆さんも、懸命に、気をつけながらニーズに応じてやっているとは思いますが、今、ここで課題の提供をいただいたので、それを受け、時間をおかずに対応策を提示できるように努めてまいりたい、との答弁が、町長よりありました。

自宅で出産する人の話を聞いたが、その方のケア等はどうしているのか、との質疑に、自宅出産の方は、危険性があるので、消防本部や県立中央病院の体制もお願いして、何かあった場合には、連携、連絡をとりながら、対応することになっている、との答弁がありました。病院で出産する指導などはできなかったのか、との質疑に、自宅出産をされる方の意思が強く、説得できていない状況である、との答弁がありました。

妊産婦、乳幼児の保護者の相談を受ける子育て世帯包括支援センターが設置をされおり、一方で、虐待、貧困の問題を抱えた要支援児童、要保護児童への支援を行う子ども家庭総合支援拠点が、全国的に設置をされていると思うが、本町では設置しているのか、との質疑に、保健センターに子育て世帯包括支援センターを設置しているが、子ども家庭総合支援拠点は設置をしていない、との答弁がありました。

要支援や要保護児童の支援は、どの部署が行っているのか、との質疑に、保健福祉課の子育て支援室が対応している、との答弁がありました。

来年の4月から、全ての妊産婦、子育て世帯、子供の相談支援を一体的に行う子ども家庭センターの設置について、努力義務が設けられた。教育長は、以前より子どもセンターという形で、母子保健、児童福祉教育を一体型にしたものをつくりたいという話をしており、当然、これらはヤングケアラーや不登校、不就学、要支援、要保護児童対策につながっていく話だと思うが、これを令和5年度にしっかりと検討して、設置を目指すべきではないか、との質疑に、保健福祉課、住民課、教育委員会が連携した子ども家庭総合支援拠点づくり明確に進めていく必要を感じている。子どもセンターの準備を早急に図りたい、との答弁が教育長よりありました。

また、子供に対する虐待や、貧困から来るヤングケアラーの問題が顕著になり、今の日本の大きな課題が浮き彫りにされている大事なときだと思うので、しっかりと受け止め、関わってまいりたいとの答弁が、町長よりありました。

教育委員会関係では、柳谷小学校は、令和5年度、休校となるが、校舎、体育館の管理はどのように考えているのか、との質疑に、校務員が1名いるので、この方に施設の維持管理をしていただく予定である、との答弁がありました。

上浮穴高校の海外視察について、対象者は林業科、普通科、どちらの生徒か。また、研修目的は何か、との質疑に、基本的には、森林環境科の生徒が対象だが、年によっては普通科から希望者を募ることもある。目的は、主には森林環境を学ぶことで、行く先はドイツ、オーストリア、カナダなどを検討している、との答弁がありました。

教育委員会として、町がお金を出す以上は、町のプラスになるような研修をしていただきたい。研修目的と研修内容にとって、しっかりとした研修をさせると、生徒たちも将来に対し、大きな希望となるのではないか、との質疑に、当初、上浮穴高校の校長先生が、大変よい計画を立て、この研修に当たられた。研修の狙いからそれないように、教育委員会としても、しっかり関わっていききたい、との答弁がありました。

森林環境科の生徒の希望が少ないのは、どのような理由か、との質疑に、若干、個人負担が必要になるということもあるが、スポーツ活動の大会の絡みや、資格試験等の日程の重なりなどではないかと思う、との答弁がありました。

屋内ゲートボール場の利用が少ないと思うが、他の種目でも利用ができるような検討が必要ではないか、との質疑に、今後、利用促進が図れるように、関係機関と十分協議しながら考えたい、との答弁がありました。

いじめ問題で第三者委員会を立ち上げたが、解決したのか、との質疑に、先般、第1回の委員会を終え、今月末に第2回を開催する。2月に開始したので、おおむね6カ月はかかる見通しである、との答弁がありました。

全国で不登校が増えていると言われるが、久万高原町ではどうか、との質疑に、不登校の児童生徒は、残念ながら増加傾向にある。転校を希望する子供もいるし、教室に入れないうちの子供の保健室対応など、学校に復帰できる支援をしている、との答弁がありました。

学校のスポーツ指導者の問題があると思うが、学校の先生以外の指導者について、問題はないか、との質疑に、剣道を中心に、指導を外部の方にしていただいているが、特に問題を感じていない、との答弁がありました。

先生の負担が大きいと思うが、先生と子供のコミュニケーションが一番大事であり、対応が遅れると、大変な事故につながる可能性がある。教育委員会の指導や、日頃からの教育が大切ではないか、との質疑に、勝利至上主義的などころばかり追求すると、教育的な面が抜け落ちるので、必ず教育者が何らかの立場で、その運営に関わるということは重要である、との答弁がありました。

世の中の進む速度が速くなると、教育行政全体のコミュニケーションが追いつかない場合もあると思う。スピード感を持って取り組まないと、事故が起こる可能性があるので、しっかりと取り組むべきではないか、との質疑に、御指摘のとおり、教育的な配慮を持ちながら、子供たちの健全育成に一層努めてまいりたい、との答弁がありました。

タブレットを全児童生徒に配付して、どのように利用しているかとの質疑に、日々の学習で、それぞれの教科で使っているカメラの活用、統計資料の活用、新聞を通じた学習、演算的な活用、小さなテスト、教科学習のアンケートなど、非常に有効に使っている、との答弁がありました。

生徒数が減って、複式学級であったり、それぞれの学校の人数が少なくなったりしているが、学校間の交流にも使われているのか。また、不登校の生徒に対して使われているのか、との質疑に、タブレットを使って、家庭に授業を送るという取組ができている教科もある。複式学級の指導では、大変有効に使えている、との答弁がありました。

他校との交流授業にも使われているのか、との質疑には、他校との交流学习にも有効に使っており、小学校だけではなく、幼稚園の活動にも使用している、という答弁がありました。

久万高原町指定有形文化財保存検証事業補助金は、どういったものか、との質疑に、具体的には、岩屋寺の太子堂の防災設備の保守点検、岩屋寺の山門の杉伐採などの補助金である、との答弁がありました。

未指定の地域の文化財を地域で補修するときの補助はないのか、との質疑に、現在のところ、そのようなものはない、との答弁がありました。

まとまった形で、地域住民が補修をしたいとの要望があった場合に検討はする
のか、との質疑に、教育委員会としても、地域住民の声は重要だと思ってい
るので、今後、県と協議を進めたい、との答弁がありました。

電気代が高騰しており、LED化は大事なことだと思うので、校舎教室など、
取り換えやすいところについては、早急を実施すべきではないか、との質疑に、
各施設のLED化は、今後、大変重要なことになると思うので、財政とも協議
しながら進めていきたい、との答弁がありました。

星天寮の4月からの入寮者数の見通しは、との質疑に、正確な数字はまだ申
上げられないが、30名近い入寮者になる、との答弁がありました。

公営塾をどの程度の規模でやるのか、との質疑に、各学年1名ということで、
3名の講師を予定しているが、内容については、業者のほうと進めながら計画
をしている、との答弁がありました。

不就学については、教育を受ける義務、受けさせる義務の中で、もう少しき
つく対応することはできないのか、との質疑に、仮に裁判で争ったとしても、
非常に弱い効力しかないので、学校の必要性を訴え続けていく、との答弁があ
りました。

教育現場として、しっかりと上に伝え、法改正などに取り組めるよう、県下
の教育委員会で活動する必要もあるのではないかと、との質疑に、それが一番で
あると思っており、当初から県教育委員会と連携をして、情報を共有している、
との答弁がありました。

審査した結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上です。

議 長

委員長報告が終わりました。

ここで、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議 長

質疑なしと認めます。

大原委員長、お引取りください。

議長 ここで10分間休憩をいたします。 (午後2時35分)

現在、2時35分です。2時45分から再開いたしたいと思います。

(休憩)

議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。 (午後2時46分)

議長 続いて、産業建設常任委員長の報告を求めます。

(岡部史夫産業建設常任委員長を指名)

岡部委員長 産業建設常任委員会に付託されました議案第30号につきまして、3月10日に委員会を開催して審査を行いましたので、その概要を報告いたします。

議案第30号「令和5年度久万高原町一般会計予算」

予算の概要及び歳入予算については、総務文教厚生常任委員会で報告したので、省略いたします。

本委員会関係の歳出予算の主なものは、総務費では、地域おこし協力隊員に要する費用、7,384万6,000円。移住に係る住環境整備支援事業補助金、2,140万円。

衛生費では、分散型エネルギー導入計画策定業務委託料、2,000万円。ごみやし尿の収集運搬業務委託料、4,208万円。可燃ごみ、粗大ごみ処分業務委託料、5,796万8,000円。し尿等運搬業務委託料、2,482万円。松山衛生事務組合負担金、2,680万円。し尿処理施設解体工事費、及び管理委託料、2億5,500万円。

農林水産業費では、鳥獣被害防止事業等の補助金、2,141万8,000円。久万農業公園研修生への補助金、1,920万円。中山間地域等直接支払交付金、4,589万円。県営農地整備事業負担金、3,150万円。下水道事業会計繰出金、1億2,259万5,000円。森林経営管理業務委託料、

3, 407万5, 000円。森林整備担い手確保育成対策事業補助金、4, 134万円。美しい森林づくり基盤整備交付事業補助金自伐林家分、2, 965万円。林業経営支援補助金、3, 000万円。美しい森林づくり基盤整備交付金事業補助金、3, 850万2, 000円。

商工費では、魅力ある産業づくり企業者支援事業補助金、1, 200万円。中小企業振興資金預託金を計上、1, 600万円。滞在型観光客誘客促進事業業務委託料、937万円。四国カルスト姫鶴平貯水槽増設調査設計委託料、880万円。観光協会活動補助金、850万円。

土木費では、町道四国カルスト高原線改築工事、3, 000万円。町道上野尻線改良工事、9, 600万円。愛媛県道路改良事業負担金、3, 311万円。町道上野尻線の用地補償金、4, 000万円。橋梁点検の業務委託料、3, 000万円。大屋敷橋1153橋の橋りょう補修工事、4, 500万円。

下水道事業会計繰出金、1億4, 746万6, 000円。御三戸第2団地外壁等改修工事費、及び管理委託料、3, 900万円などとなっています。

審査では、まちづくり営業課関係では、物価高騰等で物流の拠点も町内から遠ざかる傾向にあるが、それに対応する予算は組まれているのか、との質疑に、現在、自治体と民間企業がそれぞれ加盟する新スマート物流推進協議会に、今年度、加入をしている。加入の手続が遅れたため、当初では予算化できていないので、早急に対応していきたいとの答弁がありました。

山間地域の多いこの町においても、共同配送サービス事業を先行して実施されているところがあれば、早急に関係予算を組む予定か、との質疑に、昨今、インターネットでもお買い物をされる方が多く、物流も大変ということもあるので、共同配送のような形の検討を進めたい、との答弁がありました。

地元物流業者をサービスの体系に加えた、ラストワンマイル実現の取組に期待する、との意見がありました。

ふるさと創生課関係では、地域振興イベント業務委託料について、資材経費等が高騰をしているが、高騰分はこの予算の中に措置されているのか、との質疑に、当初予算に高騰分の措置はしているが、それ以降の高騰分については、必要に応じて検討させていただく、との答弁がありました。

地域振興イベントを再考する場合に、役場職員の有志に手助けの依頼をする

ことは可能か、との質疑に、できる支援は考えていきたいとの答弁がありました。

観光協会への補助として、850万円計上しているが、何のために法人格の観光協会を設立したのか、現状が見えない。こういった指導をしているのか、との質疑に、令和5年度以降は、コロナから回復するところがあるので、観光振興の司令塔的な機能を果たすべく、観光協会に頑張っていたきたいと考えている。

観光協会への指導については、毎月の事務打合せにおいて、現在の情勢や他の自治体の動向、予算の取り方などについて、厳しく指導をしている、との答弁がありました。

観光のスタイルとして、旅の目的地化が進んでおり、競争が激化する中、観光協会の具体的なビジョンが見えず、そういった現状では、毎年度支援している補助金の有効性に疑問を持たざるを得ない。観光協会の自立計画、及び目標、それに向けた目標年次を示すべきではないか、との質疑に、指摘のとおり、本町の観光協会は旅行業を自らが回していく、という体制には至っていない。町としても、観光協会の資格取得や、旅行商品の販売に向けた取組について、具現化に向けた検討がされるよう、必要に応じて支援を行っていきたい。

具体的なロードマップについては、令和5年度から取組を強く指導し、旅行業等の資格取得に向けて努力したいとの答弁がありました。

また、インバウンド事業が本格的になる前に、町の観光に関する受入態勢整備が十分進んでいるとは思えないが、現状の町と観光協会との連携で、成果が見込めるのか、との質疑に、町の目指す姿としては、世界の持続可能な観光地トップ100選に入れば、インバウンド需要も見込めるということで、観光協会とタッグを組み合わせながら、取組を、今現在しているところであり、課題も多くあるが、解決できるよう、努力したいとの答弁がありました。

移住促進に関わる住環境整備の補助事業についての質疑に、移住者が久万高原町に来られた際に、住宅を改修して住むための補助制度で、子育て世帯で上限が400万円、働き世代で200万円、その他の世代は100万円となっている。購入と賃貸物件で、それぞれ条件が異なる部分もある、との答弁がありました。

この補助事業は、空き家の中に物が詰まった状態で、処理する費用も入っているのか、との質疑に、この補助事業の別メニューで、家財の搬出補助金もあり、上限が20万円で、家財を搬出する際の費用に充てることができる、との答弁がありました。

四国カルストの姫鶴荘の貯水槽増設の調査について、姫鶴荘のトイレが古くなり、使用できないような状態になっているのか、との質疑に、令和2年度に水がなくなったこともあったが、現在、姫鶴荘の裏に貯水タンクが3基あり、今回、新たに貯水タンクを設けるための調査設計を行うもの、との答弁がありました。

姫鶴荘のトイレについては、もう3年前からいろいろな問題があったが、問題がありながら、今まで増設を検討していなかったのか、との質疑に、令和2年度に水が枯渇した、という問題があった。令和3年度、4年度においては、枯渇までは至らなかったが、今後、観光客の需要が見込まれるので、対策を行うための予算であるとの答弁がありました。

環境整備課関係では、愛媛県では、犬猫の殺処分数が多い県といわれており、本町においても、殺処分になっているケースがあると思う。町内でも、ボランティアの方々が懸命に野良犬や野良猫を増やさない活動をされているが、町も、町民と共に、場合によってはクラウドファンディングの検討も含めて、積極的に殺処分の減少に向けて対応していくべきではないか、との質疑に、県内においても、ガバメントクラウドファンディングを活用して、犬猫の不妊、または去勢手術に要する費用の一部を支援している自治体があるということは、承知している。

本町においても、町内のボランティアの方々と情報共有を図りながら、そのような手段も今後、検討していきたいとの答弁がありました。

太陽光発電を進める上で、老朽化したパネルの廃棄の方法や処理について、国から示されたものはないのかとの質疑に、国でもこの問題に取り組んでいることは承知しているが、内容等が正式に決まっているわけではない。国からの情報を踏まえて、町も検討していきたい、との答弁がありました。

議会でも関心を持っているので、最新情報の説明を、との意見に対し、情報が入れば、議会にも説明する、との答弁がありました。

農業戦略課関係では、農業委員会サポートシステム地図更新については、どのようなものか。また、導入が予定されているタブレットに対応したものか、との質疑に、令和4年度において、国庫補助で14台のタブレットを導入しており、人・農地プランの目標地図素案作成作業のために使用する。そのために、地図データを来年度更新して、タブレットで使用する、との答弁がありました。

また、農業委員会も、タブレットを使って農業委員の負担が少ない取組を検討する考えはあるのか、との質疑に、町としては、ペーパーレスを考え、利用していきたい、との答弁がありました。

次に、4月1日から本格運用となるユリ農について説明を、との質疑に、農業者の情報共有システムユリ農は、ほぼシステムの構築ができた。先月末には、農業者への説明会等も開催した。できるだけ多くの農家の方に利用していただき、情報共有をしていく、との答弁がありました。

昨年大雪では、小規模の農業ハウスや、トマト農家のハウスも多数倒壊被害を受けたが、その状況を把握しているか。また、小規模園芸施設導入支援事業、産地化支援事業を使って、再建を考えるに当たって、この予算で十分と考えているか、との質疑に、昨年末の大雪被害は、農業共済や県の指導班とも確認し、状況の把握はしている。

園芸施設共済の保険加入特約については、令和3年度から補助もしている。産地化支援事業も活用して、被害に遭われた方の補助を考えている、との答弁がありました。

次に、被害に遭われた農家に可能な支援を実施し、離農につながらないように、十分な配慮が必要ではないか、との質疑に、被害に遭われた方への支援を検討したいとの答弁がありました。

次に、稲作受託者等への支援について。来年度の当初予算に改正点はあるのか。また、令和5年度までの3年間の区切りで、この支援が行われると聞いているが、6年度以降について、改正をする予定はあるのか、との質疑に、稲作受託者の支援事業については、面積要件等、また機会の規模等について、ハードルが高く、支援の内容が充実していないという御意見もいただいている。

令和6年度からは、新規ということで、稲作受託者協議会の方や、認定農業者の方々との協議も踏まえ、今後における補助内容の検討をしたいとの答弁が

ありました。

次に、水稻の果たす役割は大変大きい中、評価も高いが、昨年の米の買入価格は250円下がり、大規模な農家の方への影響は大きい。稲作受託者等の支援事業として、今、本当に困っているのは大規模農家であり、その視点も加味した改正を検討すべき、との質疑に、大規模農家や若い受託農家についての支援が薄いと認識している。今後、部会とも相談しながら、検討していきたい、との答弁がありました。

次に、農業公園の研修生は、順調に応募があるのか、との質疑に、町内、町外、県外、いろいろな方面から応募がある、との答弁がありました。

12月議会で、食料・農業・農村基本計画の策定を検討すべきと提案し、理事者の方から、検討していきたいとの答弁があったが、その後、どのような検討をしているのかとの質疑に、他の市町の取組状況の内容を確認し、町として、どのように策定するか、内部で策定について検討をしているとの答弁がありました。

全く検討が進んでいないようにも見えるが、町も、待つ農業施策ではなく、自らの農業の方向性を持つべきであって、今後、国の見直し計画に基づいた町の農業の持続可能な計画の策定、検討を、いつ頃までにもつのか、という質疑に、課内で検討をしているところを御理解いただきたい。町の将来、農業の将来をどうしていくかという、町全体の共通のビジョンは大事だと認識している。その上で、農業だけに特化するのではなく、SDGsや脱炭素など、具体的な特定の検討に努めていきたいとの答弁が、副町長からありました。

林業戦略課関係では、令和5年4月1日付で施行される森林法施行規則の改正の中で、伐採届けに添付が必要な資料が定められたが、変更点は、との質疑に、今までは伐採届けに添付する書類として、本人確認の書類とか、森林の位置図、また土地の登記事項の証明書などを添付することが望ましいということで、届出人の方をお願いをして、添付をしていただいていたが、今回、法律で添付書類が明記され、かつ義務化されたということが大きく変わったところである。

また、境界確認に関する書類が、今回、新たにつけ加えられたことも大きな変更点であるとの答弁がありました。

隣接する所有者の確認作業等、場合によってはかなり時間を要すると想像するが、事業者による林業の流れが悪くなるようなことがあってはならない。方策として、事業者に対しての説明等の支援は考えているのか、との質疑に、書類によっては、大変難しい場合が想定され、森林所有者に大変負担がかかることも想像される。現在は、森林組合に伐採届けの受付を代行してもらっているが、4月からは、活性化センターで受付を行うことを検討している。

また、センターで確認できる書類については、省略するなど、事務の簡素化にも取り組みたい。さらに、4月以降、各地域に赴き、林業の座談会を開催して、伐採届等の説明を行い、森林所有者への理解を深めていただく取組を検討していく。

また、事業者については、別途集まっていたいただき、制度の変更点などを周知していくとの答弁がありました。

未利用材の搬出促進の予算は、立米8,000円を下回った場合に出すということだが、金額から見て、今までは比較的単価がよかったのか、という質疑に、最近、木材価格は高騰しており、その関係で、対象の材が非常に少なくなっている。材価保障という意味が、この事業にはあるので、急変した場合に備えて、予算を計上している、との答弁がありました。

植林後の下刈補助が予算計上されているが、以前に補助を見直すという答弁をされたが、見直し後の予算を計上しているのか、との質疑に、美しい森林づくり基盤整備交付金事業の令和5年度の当初予算は、合計で6,815万2,000円となっている。そのうち、下刈りに係る予算は65万円。この事業は、事後申請方式で、間伐や下刈り等が完了してから補助申請を行う。このことから、予算の範囲内であれば、事業メニューの中で流用も可能であり、単価を見直した後の対応も可能となる。

予定としては、現行の補助率68%を90%ぐらいまで引き上げる検討をしている、との答弁がありました。

パーセンテージが上がるのは期待できるが、具体的にどのぐらい上がるのか、との質疑に、下刈りの標準事業費は18万円となっている。現在の補助は、68%で、約12万円程度の補助になっている。これを90%まで上げると、16万から17万円ぐらいにはなると考えている、との答弁がありました。

木質バイオマスの利用整備状況として、ロードマップ作成委託料500万円を計上しているが、町長は、島根県に視察に行かれたとのことだが、木質バイオマスについて感想を伺いたい、との質疑に、今、SDGsやカーボンニュートラルのこともあり、私どもの地域は、非常に高い注目も浴びている中で、この木質バイオマスというのは、当然、取り組んでいかないといけないところ。まずは、給湯バイオマスに取り組んでいこうというようなところもある。

先般、島根にも行ったが、ここは小型のバイオマス発電ボイラーを12基据えて、1,000戸分ぐらいの発電が可能ということであった。逆算すれば、私どもの地域で考えれば、何基あればいいかということが想像できる。いずれにしても、そんなに時間をかけない中で、この町に適したバイオマス発電はどうあるべき。また、今後の方向性というのは、しっかりと、具体的にお示しをしたいと思う。また、その時期にもなっていると思うので、議会に対しても、整い次第、提示したいと考えている、との答弁がありました。

建設課関係では、えひめやまなみ燦燦振興協議会補助金はどういうものか。また、今年度の計画内容は、との質疑に、補助金の内容は、町内の骨格となる国道・県道の川側の景観伐採、それから各団体に花苗等の支給をしている。

令和5年度の計画は、景観伐採等の補助金を50万円、交通誘導員の配置費用、30万円。花苗補助100万円を予定しているとの答弁がありました。

景観伐採での対応は難しいと思うが、今後、災害対策として、道路沿線のインフラを守るための予防的な伐採や、周辺環境整備に関して、何か検討しているか、との質疑に、事前に生活道に隣接する立木等の伐採をすることは、有効な手段だと思うが、健全な立木については、通行に支障がない限り、個人で伐採していただかなければならない。

御指摘の予防的伐採は、現段階では、非常に難しい状況だが、今後、電力事業者など、関係機関と協議を行っていきたいとの答弁がありました。

道路に近い場所で、非経済林になっているところについては、山林所有者に整備を求めても、道路や電線への影響もあり、対応は難しいことから、伐採を進める方法も含め、道路管理者や電力事業者などと協議すべきだ。雪だけではなく、台風でも倒木被害が起きているので、各課横断で対応しなければいけない問題ではないか、との質疑に、関係機関とも調整して、検討したいとの答弁

がありました。

がけ崩れ防災対策事業について。県事業については、制約があり、ハードルが高いと思うが、概要書の東明神地区の事業は、町単独の事業か、との質疑に、愛媛県の補助を頂いて、町が事業を実施する、がけ崩れ防災対策事業である、との答弁がありました。

久万高原町は、対象地区も多くあり、予算も限られていると思うが、事業対象地域を2カ所、あるいは3カ所になる努力を、との質疑に、地元の方から要望等あれば、現場のほうに出向いて、採択要件に合致するか確認しながら進めていきたい、との答弁がありました。

道路維持として、昨年末の大雪を経験し、住民の方に安心していただける除雪対応がぜひとも必要と考える。そのためには、必要な機材も含めた検討を、道路関係者や関係業者等と共に、早急に協議を進め、状況に見合った最善の除雪体制を構築すべきであり、対応する考えはあるかとの質疑に、町内の協力業者が保有する除雪機械について、建設協会に確認したところ、古いもので製造後20年がたち、経年劣化も著しく、修理部品の調達も困難な状況である。

ほとんど冬季の除雪対策にしか使用しておらず、年間の稼働率が非常に低い中、車両の維持管理費は必要であり、協力業者にとっては、経営上への負担が重くなっているのが現状との意見が多くあった。

このような状況を踏まえ、協力業者との協議を早急に行い、具体的な支援策について、検討を行っていきたい、との答弁がありました。

冬が来ると、常に積雪の心配がつきまとう。今年の冬に間に合うように、早急に支援策の方向性を出して、議会に説明をすべき、との質疑に、早急に町の方針を決定して、議員の皆様へ支援等の内容を説明させていただく、との答弁がありました。

また、具体的な考えについては、との質疑に、現時点では、購入補助等を考えているが、財源の関係もあり、今後、内部の検討をしっかりと行っていきたいとの答弁がありました。

審査した結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。
以上でございます。

議長 委員長の報告が終わりました。
ここで委員長報告に対する質疑を行います。
質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。
岡部委員長、お引取りください。
各委員長の報告が終わりました。
議案第30号「令和5年度久万高原町一般会計予算」について、質疑を行います。
質疑される方はございませんか。

(瀧野 志議員を指名)

瀧野議員 35ページの3款1項3目人工透析患者の移動支援に要する経費を計上します。このところで、常任委員会で、委員長報告が先ほどありましたが、ある議員が、透析患者の移動の支援については、社協に委託しておる。公共交通機関の運転手ではない。その運転手で大丈夫か、というようなことで質疑をされました。
課長のほうからの的確な答弁がなかったということで、町長のほうが答弁をされたんだというふうに思います。
公共交通機関等の利用にかえるべきじゃないか、というような質疑であったと思いますが、その答弁を聞いておりますと、何か多くの事業委託をしておるにも関わらず、検討をしますというような答弁であったというふうに、私は感じましたが、この点について、町長の答弁をいただきたいと思います。

議長 (河野町長を指名)

町長 改めての質問でもあろうと思います。

人工透析の皆様を、社協が担って運搬をするということにつきましては、法的には、何ら問題ないところでもありますし、また、先般の大雪のときも、本当に感謝をしましたけれども、非常に命に関わる透析のことでございますから、心配しましたけれども、きめ細かな連絡をとっていただき、またひよっとしたら、バスに乗れないという場合もあろうということで、前日の宿泊まで、きめ細かな対応をいただきまして、社協の皆さんの頑張りに敬意を表したいと思っておりました。

委員会での質問は、その中で心配なのは、万が一にも事故があったときには、責任等々についての心配であったと思いますから、委員の質問も踏まえて、特に透析患者さんの輸送をする場合の安全については、殊さら気を使わないといけないことなので、心配なところの対応については、しっかりと内部で検討して、皆さんのほうに報告をいたしますという趣旨での答弁でございます。

議 長 (瀧野 志議員を指名)

瀧野議員 他意はございませんが、今まで多くの委託業務をやっていたおる社協です。どういう形で答弁されたかは分かりませんが、社協が委託業者として問題あるかないか、これからも社協に対しては、委託事業、大いにやっていたかという答弁がいただけるのかなというふうに思いましたが、そうではないんですか。

議 長 (河野町長を指名)

町 長 さっきも言ったように、社会福祉協議会のほうに、この透析患者さんの移動を委ねるといのは、全く違法でもありません。今後についても、その方向でありますけれども、委員会でも出ましたように、特に安全については、殊さら気を使わないといけない透析患者さんでありますから、委員の方の御意見も踏まえて、さらに安全面をしっかりと担保しないといけないので、そういうことについては、内部的にしっかりと協議をしていきたいという趣旨で申し上げたつもりです。

議長 よろしいですか。
そのほか、質疑ございませんか。

(なしの声)

議長 質疑を終わります。
これより討論を行います。
討論される方はございませんか。

(瀧野 志議員を指名)

瀧野議員 私は、令和5年度の久万高原町一般会計予算について、賛成の立場で討論をいたします。

今、ちょうどコロナの後、町としてはDXの問題、それから災害対策、基幹産業であります農業、林業の振興策の問題であったり、医療、福祉、教育の問題、多くの問題があるというふうに思います。

また、本予算については、町民のための貴重な予算であるというふうに考えております。

コロナ後の大変厳しい時期であります。事業目的にしっかりと取り組んで、質素儉約に努め、この予算が町民福祉の向上につながる、しっかりとした予算となりますことを願いまして、賛成の立場での討論とさせていただきます。

議長 そのほか、討論ございませんか。

(なしの声)

議長 討論を終わります。
これより採決いたします。
お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第30号「令和5年度久万高原町一般会計予算」は、委員長報告のとおり可決しました。

議長 お諮りします。

日程第12、議案第31号から、日程第22、議案第41号までの令和5年度特別会計及び事業会計予算に関する11件を一括議題にしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第31号から議案第41号までの11件を一括議題にすることに決定しました。

本案について、最初に、総務文教厚生常任委員長の報告を求めます。

(大原貴明総務文教厚生常任委員長を指名)

大原委員長 総務文教厚生常任委員会に付託された議案第31号、議案第32号、議案第33号、議案第34号、議案第35号、議案第38号、議案第39号につきまして、3月9日に委員会を開催して審査を行いましたので、その概要を報告いたします。

議案第31号「令和5年度久万高原町国民健康保険事業特別会計予算」

歳入歳出当初予算総額は、11億1,174万円。前年度比較で、7,445万7,000円の減額となりました。

歳出の主な内容は、一般被保険者の療養給付費、6億6,517万2,000円。一般被保険者の高額療養費、1億283万円。一般被保険者医療給付費分に係る給付金、1億7,491万6,000円。一般被保険者後期高齢者支援金等分に係る納付金、4,978万9,000円。一般被保険者に係る介護納付金、1,632万5,000円。国民健康保険診療所事業特別会計繰出金、1,478万9,000円。病院事業会計繰出金、4,607万9,000円などとなっております。

歳入の主な内容は、国民健康保険税、1億3,272万7,000円。保険給付費等県交付金普通交付金、7億7,259万6,000円。保険給付費等県交付金特別交付金、7,734万9,000円。一般会計繰入金、1億2,127万7,000円。基金繰入金、2,000万円。前年度繰越金、733万3,000円などとなっております。

審査した結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第32号「令和5年度久万高原町国民健康保険診療所事業特別会計予算」歳入歳出当初予算額は、4,779万4,000円、前年度比較、786万円の減額となりました。

歳出の主な内容は、父二峰診療所の歳出総額は、2,176万9,000円。面河診療所の歳出総額は、2,602万5,000円。

歳入の主な内容は、外来収入、1,968万2,000円。一般会計繰入金、530万2,000円。事業勘定繰入金、1,478万9,000円。前年度繰越金、300万円。面河診療所医師人件費500万円などとなっております。

審査した結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第33号「令和5年度久万高原町後期高齢者医療保険事業特別会計予算」歳入歳出当初予算額は、1億7,191万6,000円で、前年度比較、776万7,000円の減額となりました。

歳出の主な内容は、人件費及び事務費等の一般管理費、785万円。後期高齢者医療広域連合の納付金、1億6,345万6,000円。

歳入の主な内容は、後期高齢者医療保険料、8,840万円。一般会計繰入金、8,290万7,000円などとなっております。

審査した結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第34号「令和5年度久万高原町介護保険事業特別会計予算」

歳入歳出当初予算額は、18億4,773万3,000円で、前年度比較、2,105万2,000円の増額となりました。

歳出の主な内容は、人件費及び事務費等の一般管理費、2,395万5,000円。介護予防支援事業、1,327万8,000円。要介護認定者に要する経費等の介護サービス等諸費、15億3,438万4,000円。要支援認定者に要する経費等の介護予防サービス等諸費、3,642万4,000円。負担軽減に要する費用の高額介護サービス等費用、5,010万円。特定入所者介護サービス等費用、7,450万2,000円。介護予防事業や日常生活支援総合事業費用、4,090万5,000円。包括的支援事業任意事業費、4,334万3,000円。

歳入の主な内容は、第1号被保険者介護保険料、2億4,193万6,000円。介護給付費国庫負担金、3億1,100万円。財政調整交付金、2億2,430万9,000円。地域支援事業国交付金、2,451万7,000円。介護給付費支払基金交付金、4億6,056万8,000円。介護給付費県負担金、2億5,328万8,000円。地域支援事業県交付金、1,328万2,000円。介護給付費一般会計繰入金、2億1,322万5,000円。地域支援事業一般会計繰入金、2,114万4,000円。低所得者保険料軽減一般会計繰入金、3,258万5,000円。その他一般会計繰入金、4,043万4,000円などとなっています。

審査した結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第35号「令和5年度久万高原町訪問看護事業特別会計予算」

歳入歳出の当初予算額は、3,938万5,000円で、前年度比較、2,284万9,000円の減額となりました。

歳出の主な内容は、職員の給料や、手当等の人件費、3,116万8,000円。看護業務やパソコンの保守管理委託料、400万円。

歳入の主な内容は、訪問看護療養費収入、1,080万円。訪問看護介護報酬収入、990万円。前年度繰越金、1,748万5,000円などとなっています。

審査では、訪問診療については何人かの医師が行うのか、との質疑に、診療

については、町立病院の医師が交代で診療にあたっている、との答弁がありました。

相手は患者さんであるけれどもお客さんでもあるので、町立病院の訪問看護を利用しなければいけないと欲していただけのような取組が必要ではないか。そのためには、医師も事務方も意識改革が必要ではないか、との質疑に、訪問診療については、積極的に拡充していくということで、医師とも話をしている。情報を密にし、積極的に医師に取り組んでいただきたい、という答弁がありました。

理学療法士は、訪問リハビリについてどのような取組をしているのか、との質疑に、訪問看護ステーションの理学療法士だけでは手が回らないところがあり、町立病院の理学療法士が支援に回っている。これからも要望には十分応えていくとともに、町立病院でのリハビリについても、積極的に受け入れていきたい、との答弁がありました。

訪問リハビリ、訪問看護、介護、三位一体でやらないといけないと思うが、そういった体制はできているのか、との質疑に、訪問看護、訪問リハビリ、通所リハビリなどは、連携をしっかりとらなければならないと考えている。地域包括ケアの取組であり、しっかりと検討しながら進めていきたい、との答弁がありました。

病院事業運営委員会で、経営計画書を提出してもらいたいという話をしたが、まだ出てきていない。経営計画書を作って、数値として出てこない、経営を途中で診断することは難しい。そのことには、しっかりと取り組むべきではないか、との質疑に、令和5年度で経営強化プランを策定することになっている。計画を現実的に実行できているのか、検証も進めながら実施しなければならないので、実効性のある強化プランを策定していきたい、との答弁がありました。

審査した結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第38号「令和5年度久万高原町立病院事業会計予算」

1. 業務の予定量、入院患者数、年間2万890人。外来患者数、年間2万8,800人。
2. 収益的収入及び支出。収入及び支出の予定額は、9億7,511万3,000円で、令和4年度の予定額と比較すると、収入及び支出の予定額は、2、

254万2,000円の減額となっています。

収入の主な内容は、医業収益、8億750万7,000円。医業外収益、1億6,760万6,000円。

支出の主な内容は、医業費用、9億5,163万3,000円。医業外費用、2,288万円。固定資産売却損の特別損失、50万円。

3. 資本的収入及び支出。収入の予定額は1億1,719万円で、支出の予定額は、1億3,090万3,000円となっています。

収入の主な内容は、企業債、2,900万円。他会計からの長期借入金、2,900万円、他会計負担金、5,919万円。

支出の主な内容は、建設改良費、1億800万円。企業債の元金償還金、1,284万9,000円。他会計からの長期借入金償還金、1,005万8,000円。収入の不足額、1,371万3,000円は、損益勘定留保資金で補填をします。

4. 他会計からの補助金及び負担金。収益的収入、1億5,007万9,000円。資本的収入、8,819万円となっています。

審査では、病棟を1病棟化するという方針が示されたが、ナースステーションが現状、2カ所に分かれているため、ナースコールや電子カルテなどのシステム改修が必要になり、今後、改修費用が出てくる可能性があるのではないかと、との質疑に、ナースコールなどの改修が必要になるが、これについては、有形固定資産購入費等を予定しており、電子カルテについては、更新の時期を迎えているので、それに合わせて1病棟化のシステムの更新を行う。予算の範囲内で対応していきたい、との答弁がありました。

現状のシステムを使いながら、新たなシステムに変えていくのかという理解でよいのか、との質疑に、そのとおりであるという答弁がありました。

経営計画をしっかり立てて、数字の管理をしていかなければ取り返しがつかなくなる。1年は早いので、計画書を出して、それを見ながら仕事をするという体制が必要ではないかと、との質疑に、1病棟化も含めて、専門的な分野からの助言もいただきながら、実行できる計画をつくっていきたい、との答弁がありました。

町立病院の入院患者は、あけぼのの待機者でもあるので、町立病院の入院患

者が減れば、あけぼのの経営にも影響が出てくる。

本会議場では、53床ということであったが、病院運営委員会では、60床ということであった。60床と53床で7床も違うと、売上も経費も全く変わってくる。しっかりとした数字を出し、精査しながらやるべきだと思う。

実際は、53床なのか60床なのか、という質疑に、53床というのは、現状の状況で受入可能な人数のことである。運営委員会などで、1病棟化した場合に、もう少し利用率が上がるということで、60床ベースでの説明をした。予算も、平均病床数を57床で立てている。前提は60床を目標に、運営等の計画、実施、職員の確保に取り組んでいきたい、との答弁がありました。

新規の職員を2名採用予定ということだが、今回、定年退職が2名で、若い方で退職する方も何人かいると聞いている。新規で2名採用しても、減少の見込みとなるが、実情はどうか、との質疑に、4月から2名の看護師を採用予定としている。また、定年退職をする看護師2名のうち、1名が会計年度任用職員として残っていただける予定だ。また、4月から介護士が1名、介護福祉士が2名、入っていただける予定となっている。引き続き、人材確保に努めていきたい、との答弁がありました。

看護師は、70歳になったら、会計年度任用職員も辞めるということになっているが、絶対数がない場合には、延長も含め、検討しなければならないのではないかと、との質疑に、看護業務が正確にできるのは70歳まで、という内規などもあるが、個人の状況にもよる。管理業務を行う看護師長等が、作業を見て、危険と判断した場合は仕方がないが、元気な方は、続けていただきたい。看護業務だけではなく、補助業務に回っていただいたこともあるので、可能な限り、人材を確保していきたい、との答弁がありました。

審査した結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第39号「令和5年度久万高原町立老人保健施設事業会計予算」

1. 業務の予定量、年間の療養者数、入所、1万7,965人。通所者、5,210人。

2. 収益的収入及び支出。収入及び支出の予定額は、3億2,371万7,000円となっています。令和4年度の予定額と比較すると、収入及び支出の予定額は、694万8,000円の増額となっております。

収入の主な内容は、施設運営事業収益、2億7,382万1,000円。施設運営事業外収益、4,987万6,000円。

支出の主な内容は、施設運営事業費用、3億1,956万円。施設運営事業外費用、355万7,000円。特別損失、60万円。

3. 資本的収入及び支出。収入の予定額は、2,524万円で、支出の予定額は、3,839万2,000円となっています。

収入の内容は、他会計負担金、2,524万円。

支出の内容は、企業債の元金償還金、3,573万2,000円。他会計からの長期借入金償還金、266万円。

収入の不足額、1,315万2,000円は、損益勘定留保資金で補填をいたします。

4. 他会計からの補助金及び負担金。収益的収入、3,837万5,000円。資本的収入、2,524万円となっております。

審査した結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

そのほかの意見としまして、株式会社いぶきの賠償命令の記事が、愛媛新聞に掲載をされ、その中に、チェーンソーの取扱指針では、作業は基本的に1日2時間以下、との記載があった。町内には、林業で生計を立てている方がいるが、大変心配をしていると思う。ここでしっかりとした答弁をいただいて、住民に伝えたい、との質疑に、1日の作業時間2時間というのは、国が平成21年7月に、チェーンソー取扱作業指針について、という指針を出している。その中で、1日の振動暴露時間の限界値2時間を超える場合は、チェーンソーを使う場合を1日2時間以下ということになっている。

また、これらの振動工具の点検整備の前後も含め、振動暴露時間等を算定させている場合で、この振動暴露時間が当該測定算出の最大時に対応したものになるとときには、この限りではないが、1日の振動暴露時間は4時間以下とするのが望ましいとされている。

この内容をもって、1日2時間という記述がされたものだと思うが、指針であり、法的拘束力はないものと考えられる。

しかしながら、ガイドラインであるので、雇用主が従業員にこの指針を守らせないと、指導を受けたり、裁判になると不利な状況になると考えられる、と

の答弁がありました。

いぶきが580万円の損害賠償を支払うことになったことについては、いぶき自体もしっかり精査して、町民の皆さんに知らせる義務があるのではないかと、との質疑に、こういう事例が出たので、久万高原町の基幹産業の林業の従事者は、今後は心配だということだと思うので、林業戦略課長とも、その辺りの指導を徹底しないといけないということで、内部的にいぶきのことを含め、ガイドラインをしっかりとしたい、との答弁が町長よりありました。

また、記事だけで判断をすると、数字がひとり歩きをするおそれがある。2時間ということだけが拡散してもいけないので、町民の皆さんが記事を見た以上は、しっかりと説明責任は果たさなければならないのでは、との質疑に、その心配もあるので、広報なのでしっかりとお知らせができるようにしたい、との答弁が、町長よりありました。

以上でございます。

議長 委員長報告が終わりました。
ここで、委員長報告に対する質疑を行います。
質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。
大原委員長、お引取りください。

議長 ここで、再開後1時間たちました。
10分間休憩をいたしたいと思います。 (午後3時41分)
現在3時41分です。51分まで休憩いたします。

(休憩)

議長 休憩前に続き、会議を開きます。 (午後3時51分)

議 長

続いて、産業建設常任委員長の報告を求めます。

(岡部史夫産業建設常任委員長を指名)

岡部委員長

産業建設常任委員会に付託されました議案第36号、議案第37号、議案第40号、議案第41号につきまして、3月10日に委員会を開催して審査を行いましたので、その概要を報告いたします。

議案第36号「令和5年度久万高原町凶荒予備事業特別会計予算」

歳入歳出当初予算額は、985万8,000円。前年度比較、93万円の増額となりました。

歳出の主な内容は、作業道等の補修等の財産管理費、168万2,000円。奨学資金貸付金、792万円。

歳入の主な内容は、財産売却収入、630万円。学資貸与償還金、309万円となっております。

審査した結果、全員一致で、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第37号「令和5年度久万高原町分譲宅地造成事業特別会計予算」

歳入歳出当初予算額は、320万4,000円。前年度比較、11万1,000円の増額となりました。

歳出の主な内容は、一般会計繰出金、276万9,000円。

歳入の主な内容は、土地売却収入、276万9,000円となっております。

審査した結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第40号「令和5年度久万高原町簡易水道事業会計予算」

業務の予定量。給水戸数、4,190戸。年間総配水量、101万7,000トン。1日平均配水量、2,786トン。

主要な建設改良費、7,550万円。

収益的収入及び支出。収入及び支出の予定額は、3億8,079万3,000円となっております。令和4年度の予定額と比較すると、収入及び支出の予定額は、1,383万9,000円の減額となっております。

収入の主な内容は、営業収益、1億3,173万7,000円。営業外収益、

2億4,905万6,000円。

支出の主な内容は、営業費用、3億3,308万1,000円。営業外費用、4,761万2,000円。

資本的収入及び支出。収入の予定額は、2億8,768万8,000円で、支出の予定額は、3億4,159万4,000円となっています。

収入の主な内容は、次のとおりです。企業債、2,450万円。一般会計繰入金、2億3,260万8,000円。他会計からの長期借入金、2,450万円。

支出の主な内容は、建設改良費、8,302万円。

企業債償還金、2億5,857万4,000円。収入の不足額、5,390万6,000円は、損益勘定留保資金で補填します。

他会計からの補助金及び負担金。収益的収入、5,657万8,000円。資本的収支、2億3,260万8,000円となっています。

審査では、地域の水道設備において、小規模な膜ろ過装置はどのぐらい設置されているのか、との質疑に、平成27年度から昨年度までに、7カ所に導入をしている、との答弁がありました。

また、膜ろ過装置の水源地の濁りなどや、設置後の管理方法は、との質疑に、本町では、ひどい濁りのところはないと承知しており、この装置だけで十分ではないかと考えている。

膜ろ過装置の手入れは、装置が目詰まりをすれば、交換をすることになっており、その洗浄も、メーカーのほうでは3年ごととなっているが、平成27年に設置したもので、洗浄を行わないで大丈夫であり、原水がきれいだということで、問題ないと思う、との答弁がありました。

次に、少子高齢化等による人口減少で、水道設備のろ過設備の管理が大変難しくなっている。その一つの対策として、この膜ろ過装置の設置があるが、設置後の管理の仕方や、管理費を心配されている方もいるので、丁寧に説明して、設置を進めるべきではないか、との質疑に、町としても計画的に膜ろ過の更新を進めていく予定である。地域の実情や要望も踏まえて、検討するとの答弁がありました。

審査した結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第41号「令和5年度久万高原町下水道事業会計予算」

業務の予定量。整備人口、5,276人。年間汚水処理水量、44万8,220トン。1日平均処理水量、1,228トン。

主要な建設改良費、828万9,000円。

収益的収入及び支出。収入及び支出の予定額は、3億9,484万2,000円となっています。

収入の主な内容は、営業収益、9,006万3,000円。営業外収益、3億477万9,000円。

支出の主な内容は、営業費用、3億5,558万1,000円。営業外費用、3,238万7,000円となっております。

資本的収入及び支出。収入の予定額は、1億5,315万3,000円で、支出の予定額は、2億4,666万2,000円となっています。

収入の主な内容は、企業債、2,760万円。補助金、1億2,435万1,000円。負担金等、120万2,000円。

支出の内容は、建設改良費、1,828万9,000円。企業債償還金、2億2,837万3,000円。

収入の不足額、9,350万9,000円は、損益勘定留保資金等で補填します。

他会計からの補助金及び負担金。収益的収入、1億8,123万2,000円。資本的収支、1億1,645万円となっています。

審査した結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。以上でございます。

議長

委員長の報告が終わりました。

ここで委員長報告に対する質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議長

質疑なしと認めます。

岡部委員長、お引取りください。

議 長 各委員長の報告が終わりました。
これより、質疑・討論・採決については、1件ずつ行います。

議 長 議案第31号「令和5年度久万高原町国民健康保険事業特別会計予算」につ
いて、質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。
これより討論を行います。
討論される方はございませんか。

(なしの声)

議 長 討論なしと認めます。
これより採決します。
お諮りします。
本案に対する委員長の報告は可決です。
報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。
したがって、議案第31号「令和5年度久万高原町国民健康保険事業特別会
計予算」は、委員長報告のとおり可決しました。

議 長 議案第32号「令和5年度久万高原町国民健康保険診療所事業特別会計予算」

について、質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論される方はございませんか。

(なしの声)

議長 討論なしと認めます。

これより採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

報告のとおり決定することに異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第32号「令和5年度久万高原町国民健康保険診療所事業特別会計予算」は、委員長報告のとおり可決しました。

議長 議案第33号「令和5年度久万高原町後期高齢者医療保険事業特別会計予算」

について、質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。
討論される方はございませんか。

(なしの声)

議長 討論なしと認めます。
これより採決いたします。
お諮りします。
本案に対する委員長の報告は可決です。
報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。
したがって、議案第33号「令和5年度久万高原町後期高齢者医療保険事業特別会計予算」は、委員長報告のとおり可決しました。

議長 議案第34号「令和5年度久万高原町介護保険事業特別会計予算」について、
質疑を行います。
質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。
これより討論を行います。
討論される方はございませんか。

(なしの声)

議長 討論なしと認めます。

これより採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第34号「令和5年度久万高原町介護保険事業特別会計予算」は、委員長報告のとおり可決しました。

議長 議案第35号「令和5年度久万高原町訪問看護事業特別会計予算」について、
質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論される方はございませんか。

(なしの声)

議長 討論なしと認めます。

これより採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。
したがって、議案第35号「令和5年度久万高原町訪問看護事業特別会計予算」は、委員長報告のとおり可決しました。

議 長 議案第36号「令和5年度久万高原町凶荒予備事業特別会計予算」について、
質疑を行います。
質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。
これより討論を行います。
討論される方はございませんか。

(なしの声)

議 長 討論なしと認めます。
これより採決します。
お諮りします。
本案に対する委員長の報告は可決です。
報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。
したがって、議案第36号「令和5年度久万高原町凶荒予備事業特別会計予算」は、委員長報告のとおり可決しました。

議 長 議案第37号「令和5年度久万高原町分譲宅地造成事業特別会計予算」につ

いて、質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論される方はございませんか。

(なしの声)

議長 討論なしと認めます。

これより採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第37号「令和5年度久万高原町分譲宅地造成事業特別会計予算」は、委員長報告のとおり可決しました。

議長 議案第38号「令和5年度久万高原町立病院事業会計予算」について、質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。
討論される方はございませんか。

(なしの声)

議長 討論なしと認めます。
これより採決します。
お諮りします。
本案に対する委員長の報告は可決です。
報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。
したがって、議案第38号「令和5年度久万高原町立病院事業会計予算」は、
委員長報告のとおり可決しました。

議長 議案第39号「令和5年度久万高原町立老人保健施設事業会計予算」について、
質疑を行います。
質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。
これより討論を行います。
討論される方はございませんか。

(なしの声)

議長 討論なしと認めます。

これより採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第39号「令和5年度久万高原町立老人保健施設事業会計予算」は、委員長報告のとおり可決しました。

議長 議案第40号「令和5年度久万高原町簡易水道事業会計予算」について、質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論される方はございませんか。

(なしの声)

議長 討論なしと認めます。

これより採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。
したがって、議案第40号「令和5年度久万高原町簡易水道事業会計予算」は、委員長報告のとおり可決しました。

議長 議案第41号「令和5年度久万高原町下水道事業会計予算」について、質疑を行います。
質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。
これより討論を行います。
討論される方はございませんか。

(岡部史夫議員を指名)

岡部議員 賛成の立場で意見を述べさせていただきます。
特別会計の財政状況というものは、交付税措置等や、町の繰出金なしでは経営が成り立たない現状であると認識をしております。今後も大変厳しい経営が続くと考えますけれども、住民にとって欠かすことのできない、必要な事業であることから、町においては、財源確保に御尽力をいただき、健全な事業運営を行っていただくことを期待し、賛成の立場で討論させていただきます。

議長 そのほか、討論ございませんか。

(なしの声)

議長 討論を終わります。
これより採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第41号「令和5年度久万高原町下水道事業会計予算」は、委員長報告のとおり可決しました。

議長 お諮りします。

日程第23、議案第43号及び、日程第24、議案第44号の財産の無償貸し付けに関する2件を一括議題にしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第43号及び議案第44号の財産の無償貸し付けに関する2件を一括議題にすることに決定しました。

本案について、産業建設常任委員長の報告を求めます。

(岡部史夫産業建設常任委員長を指名)

岡部委員長 産業建設常任委員会に付託されました議案第43号、議案第44号につきまして、3月10日に委員会を開催して審査を行いましたので、審査概要を報告いたします。

議案第43号「財産の無償貸し付けについて」

久万高原町国民宿舎古岩屋荘を、令和5年度から合同会社古岩屋 代表社員白石文高氏に無償貸付を行うに当たり、議会の議決を求めるものであります。

審査におきましては、古岩屋荘の近年の利用者と収益の状況についての質疑に、令和元年度が、6,200人の宿泊、約7,600万円の売上げ。約760万程度の赤字となっております。

令和2年が、2,200人の宿泊。2,880万の売上げ。約1,300万円程度の赤字となっております。

令和3年度が、2,300人の宿泊。3,450万円の売上げ。1,090万円程度の赤字となっているとの答弁がありました。

町有観光施設管理検討委員会の構成員と、プロポーザルにおける決定に至った根拠は何か、との質疑に、委員会の構成のメンバーは、町の関係者、議会、町内経済団体から選出された委員のほか、税理士、中小企業診断士などの専門家も、委員として構成メンバーに加えました。

数値の分析による客観的なコメントも頂きながら、慎重に審議を行ったのが現状であります。

応募のあった合同会社古岩屋荘は、同施設の一部をワーケーション基地とする内容、また敷地内にコンテナハウス等を設置して、屋外でのワーケーション施設も設置したいというところの提案。また、遊休地等をグランピング施設やオートキャンプ場として利用をしたいというプランの提案等がありました。

今回、無償貸付を行うに当たり、事業者のほうで料金設定ができることとなるので、料金の差別化も図って、お客様を丸抱え込みたいという運営方針でありました。

社員数が約24名になりますが、こちらは地元雇用が基本ということで、今後、雇用も生まれていくものと、担当課では受け止めているとの答弁がありました。

また、古岩屋荘には、基金積立があるが、基金の今後の活用方針と、入湯税の扱いは、との質疑に、基金は令和5年度の当初予算で、修繕改修等の費用として1,900万円程度を充当する。そして、今後の入湯税は、基金に入湯税を積み上げたいと、担当課では考えている、との答弁がありました。

また、町の施設であり、今後、町が規制をしなければならないことが発生することも予想されるが、候補者と町がその都度、綿密に連絡を取り合いながら、運営をしていくような取組があるか、との質疑に、古岩屋荘については、自然

公園の中にあるので、建物以外の空き地等の部分で、改修とかグランピング施設を実施するという場合には、自然公園の許認可の手続が必要になる。そちらについては、町と新たな運営者とで協議を行いながら進める、という意味で、新たな運営管理者の方にも話をして、御理解をいただいているのが現状との答弁がありました。

審査した結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第44号「財産の無償貸し付けについて」

久万高原町ふるさと村・家族旅行村を、令和5年度から株式会社久万高原開発 代表取締役 鷲尾 晋氏に無償貸付を行うに当たり、議会の議決を求めるものであります。

審査では、ふるさと村・家族旅行村の近年の利用者、収益の状況、プロポーザルでの優位性、決定した有力な提案についての質疑に、近年の利用状況、収益の状況は、令和元年度は2,400万程度の売上げで、宿泊数が約4,000名、収益が1万6,000円程度の赤字。

令和2年度は、売上げが1,860万程度の売上げで、宿泊者が3,200人程度、収支が46万円の黒字。

令和3年度は、1,760万円の売上げで、宿泊者が約2,700人、収支は20万程度の黒字となっている。

また、久万高原開発は、ふるさと旅行村を使い、木々を生かしたアクティビティの導入を予定している。木を生かしたことにより、教育旅行の受入れも見込まれると考えている。

グラウンドでは、オートキャンプを行う。これは、熱気球、キャニオニング、ゴルフ、スキーといった町内事業者との連携も見込める。

また、旅行者向けのアウトドア体験型の飲食を提供する予定。また、地元雇用を念頭に置いて、21名程度の社員を採用するとのことであり、雇用創出の場になると、担当課では考えている、との答弁がありました。

今後、町からふるさと旅行村に対する支出があるのか、との質疑に、水道については、町が修繕を行う予定との答弁がありました。ふるさと旅行村と天体観測館とは共有部分もあるが、管理の方法などの取り決めはあるか、との質疑に、細かい取り決めは今のところないが、オートキャンプ場ができると、車の

出入りも増えるので、情報を共有しながら、お互いメリットのある運営に心がけるよう、町としては、指導、助言をしていきたい、との答弁がありました。

今回の無償貸付に至るまでには、指定管理にするのか、休園・閉園などの議論はあったのか、との質疑に、このふるさと旅行村と国民宿舎古岩屋荘に関連しては、令和2年度から、それぞれ委員会を開催して、合計9回の会を持った。その中では、取り壊しの話もあったし、経営を続けるという意見もあった。様々な御意見の中から、今回、県内の先行地等の視察も行いながら、無償貸付という結論に至った、との答弁がありました。

今回の無償貸付について、議決をしなければいけない立場だが、先般の合同専門委員会で初めて知った。これまでの議論の中で、未利用材のストックヤードや、農業公園の実習農場に利用するなどの検討はなかったのか。町の施設に対する将来ビジョンも踏まえた上で説明を、との質疑に、観光施設以外での活用という議論はなかったが、町の観光業をどうしていくか、という中での議論が中心だった。そういったところを理解していただきたい。この施設の活用方法については、町も財政的などところで、途中での投資というのは、非常に厳しい。そういった中で、9回の議論というのは、本当に中身の濃い議論であった。

最終的に、無償貸与という形になったが、この施設を生かしていくには、民間のノウハウと資金力といったところもかみ合わせて、方向性を探ったというのが、検討経緯となる。

議員の御指摘のとおり、これまでの施設の目的、設置理由も踏まえながら、今後もいろいろな角度で検討していく必要があると思う、との答弁が、副町長からありました。

先ほどの説明の中で理解したこともある。これを違う視点で考える機会があったのかどうかを知りたかった。

また、最初にこの施設を建てたときの制約があるので、引き続いて、観光施設の流れの中で、進めざるを得なかったとの理解でいいのか、との質疑に、今回は、民間の資金力とアイデアを活用して、ふるさと旅行村を再興させるために、プロポーザル方式での公募という形に踏み切ったのが現状、との答弁がありました。

審査した結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上でございます。

議 長 委員長の報告が終わりました。
ここで委員長報告に対する質疑を行います。
質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。
岡部委員長、お引取りください。

議 長 委員長の報告が終わりました。
これより、質疑・討論・採決については、1件ずつ行います。

議 長 議案第43号「財産の無償貸し付けについて」、質疑を行います。
質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。
これより討論を行います。
討論される方はございませんか。

(なしの声)

議 長 討論なしと認めます。
これより採決します。
お諮りします。
本案に対する委員長の報告は可決です。
報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。
したがって、議案第43号「財産の無償貸し付けについて」、委員長の報告のとおり可決しました。

議長 議案第44号「財産の無償貸し付けについて」、質疑を行います。
質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。
これより討論を行います。
討論される方はございませんか。

(なしの声)

議長 討論なしと認めます。
これより採決します。
お諮りします。
本案に対する委員長の報告は可決です。
報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。
したがって、議案第44号「財産の無償貸し付けについて」は、委員長報告のとおり可決しました。

議長

日程第25、議案第45号「久万高原町交流拠点施設道の駅「天空の郷さんさん」の指定管理者の指定について」を議題といたします。

本案について、産業建設常任委員長の報告を求めます。

(岡部史夫産業建設常任委員長を指名)

岡部委員長

産業建設常任委員会に付託されました議案第45号につきまして、3月10日に委員会を開催して、審査を行いましたので、審査概要を報告いたします。

議案第45号「久万高原町交流拠点施設道の駅「天空の郷さんさん」の指定管理者の指定について」

現在の指定管理者の指定期間の満了に伴い、当該施設の指定管理者として管理運営実績のある、株式会社さんさん久万高原を指定管理者として指定するものであります。

指定の期間は、令和5年4月1日から令和8年3月31日となっております。

審査におきましては、道の駅「天空の郷さんさん」は、多くの従業員を抱え、町でも代表格の雇用の多い事業者となっている。

その中で、レストラン業務の改善の話も聞こえてくる。コロナ後において、飲食部門の経営は大変だと考えるが、経営会議において、今後を踏まえて、しっかりとした議論が行われていくのか、との質疑に、株式会社さんさん久万高原は、雇用面においても、地域に大きな効果を発揮していると感じている。

5年間の経営の中で、将来に向けて改善すべき課題も見えてきた。内容としては、レストラン部門の運営状況の改善、非現業部門のスリム化の必要性、若者や子育て世帯への適切な世代交代の促進などが挙げられる。

経営会議は、会社内部の会合であり、担当課は出席していないが、安定的な経営方針や、発展的なビジョン等については、取締役会の場合など、日々の運営の中でしっかりと情報把握をしながら、指導に努めている。今後も適切に指導していくとの答弁がありました。

審査した結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上でございます。

議 長 委員長の報告が終わりました。
ここで委員長報告に対する質疑を行います。
質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。
岡部委員長、お引取りください。
委員長の報告が終わりました。
これより、質疑を行います。
質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。
これより討論を行います。
討論される方はございませんか。

(なしの声)

議 長 討論なしと認めます。
これより採決します。
お諮りします。
本案に対する委員長の報告は可決です。
報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。
したがって、議案第45号「久万高原町交流拠点施設道の駅「天空の郷さん

さん」の指定管理者の指定について」は、委員長報告のとおり可決しました。

議長 お諮りします。

日程第26、議案第46号及び日程第27、議案第47号の指定管理者の指定に関する2件を一括議題にしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第46号及び議案第47号の指定管理者の指定に関する2件を一括議題にすることに決定しました。

地方自治法第117条の規定により、瀧野 志議員、大原貴明議員の退場を求めます。

(瀧野 志議員、大原貴明議員退場)

議長 本案について、産業建設常任委員長の報告を求めます。

(岡部史夫産業建設常任委員長を指名)

岡部委員長 産業建設常任委員会に付託されました議案第46号、議案第47号につきまして、3月10日に委員会を開催して審査を行いましたので、審査概要を報告いたします。

議案第46号「久万高原町交流拠点施設道の駅「天空の郷さんさん」地域情報提供室・体験展示研修室の指定管理者の指定について」

現在の指定管理者の指定期間の満了に伴い、当該施設の指定管理者として管理運営実績のある、一般社団法人久万高原町観光協会を指定管理者として指定するものであります。

指定の期間は、令和5年4月1日から令和8年3月31日までとなっております。

ます。

審議した結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第47号「久万高原町千本高原キャンプ場の指定管理者の指定について」

現在の指定管理者の指定期間の満了に伴い、当該施設の指定管理者として、管理運営実績のある一般社団法人久万高原町観光協会を、指定管理者として指定するものです。

指定の期間は、令和5年4月1日から令和8年3月31日となっております。

審査した結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上でございます。

議長

委員長の報告が終わりました。

ここで委員長報告に対する質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議長

質疑なしと認めます。

岡部委員長、お引取りください。

委員長の報告が終わりました。

これより、質疑、討論、採決については、1件ずつ行います。

議案第46号「久万高原町交流拠点施設道の駅「天空の郷さんさん」地域情報提供室・体験展示研修室の指定管理者の指定について」、質疑を行います。

質疑される方ございませんか。

(なしの声)

議長

質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論される方はございませんか。

(なしの声)

議 長

討論なしと認めます。

これより採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。

したがって議案第46号「久万高原町交流拠点施設道の駅「天空の郷さんさん」地域情報提供室・体験展示研修室の指定管理者の指定について」は、委員長の報告のとおり可決しました。

議 長

議案第47号「久万高原町千本高原キャンプ場の指定管理者の指定について」、質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議 長

質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論される方はございませんか。

(なしの声)

議 長

討論なしと認めます。

これより採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第47号「久万高原町千本高原キャンプ場の指定管理者の指定について」は、委員長報告のとおり可決しました。

瀧野 志議員、大原貴明議員、お入りください。

(瀧野 志議員、大原貴明議員入場)

議長 日程第28、議案第48号「久万高原町溪泉亭の指定管理者の指定について」を議題といたします。

本案について、産業建設常任委員長の報告を求めます。

(岡部史夫産業建設常任委員長を指名)

岡部委員長 産業建設常任委員会に付託されました議案第48号につきまして、3月10日に委員会を開催して、審査を行いましたので、審査概要を報告いたします。

議案第48号「久万高原町溪泉亭の指定管理者の指定について」

現在の指定管理者の指定期間の満了に伴い、当該施設の指定管理者として管理運営実績のある、面河アウトドアセンターを指定管理者として指定するものです。

指定の期間は、令和5年4月1日から令和8年3月31日となっております。

審査した結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上でございます。

議長 委員長の報告が終わりました。

ここで委員長報告に対する質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。
岡部委員長、お引取りください。
委員長の報告が終わりました。
これより、質疑を行います。
質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。
これより討論を行います。
討論される方はございませんか。

(なしの声)

議長 討論なしと認めます。
これより採決します。
お諮りします。
本案に対する委員長の報告は可決です。
報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。
したがって、議案第48号「久万高原町溪泉亭の指定管理者の指定について」
は、委員長報告のとおり可決しました。

議長 日程第29、議案第49号「面河溪自然環境保全活用交流拠点施設の指定管理者の指定について」を議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、光田 優議員の退場を求めます。

(光田 優議員退場)

議長 本案について、産業建設常任委員長の報告を求めます。

(岡部史夫産業建設常任委員長を指名)

岡部委員長 産業建設常任委員会に付託されました議案第49号につきまして、3月10日に委員会を開催して、審査を行いましたので、審査概要を報告いたします。

議案第49号「面河溪自然環境保全活用交流拠点施設の指定管理者の指定について」

当該施設の一層の効果的かつ効率的な運営を図るため、面河地区地域運営協議会を新たに指定管理者として指定するものです。

指定の期間は、令和5年4月1日から令和8年3月31日となっております。

審査では、議案書は団体名称のみの記載となっているが、代表者名は必要なのか、との質疑に、議案書に代表者名を記載する、しないの取り決めはないので、団体名称を記載している、との答弁がありました。

審査した結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上でございます。

議長 委員長の報告が終わりました。

ここで委員長報告に対する質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。

岡部委員長、お引取りください。

委員長の報告が終わりました。

これより、質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論される方はございませんか。

(なしの声)

議長 討論なしと認めます。

これより採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第49号「面河溪自然環境保全活用交流拠点施設の指定管理者の指定について」は、委員長報告のとおり可決しました。

光田 優議員、お入りください。

(光田 優議員入場)

議長 ここで、しばらく休憩いたします。

(午後4時39分)

(休 憩)

議 長 休憩前に続き、会議を開きます。 (午後 4 時 4 1 分)

お諮りします。

お手元に追加議事日程が配付されています。これを日程に追加し、議題にしたいと思いますが、御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。

したがって、日程を追加して議題とすることに決定しました。

議 長 追加日程第 1、議案第 5 1 号「令和 4 年度久万高原町一般会計補正予算（第 1 0 号）」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

(木下総務課長を指名)

木下課長 議案に基づき説明

議 長 提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論される方はございませんか。

(なしの声)

議長 討論なしと認めます。
これより採決します。
お諮りします。
議案第51号は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。
したがって、議案第51号「令和4年度久万高原町一般会計補正予算（第10号）」は、原案のとおり可決しました。

議長 追加日程第2、議案第52号「令和5年度久万高原町一般会計補正予算（第1号）」を議題といたします。
提案理由の説明を求めます。

(木下総務課長を指名)

木下課長 議案に基づき歳入・全般説明
議案に基づき歳出説明
(4款1項目)

議長 提案理由の説明が終わりました。
これより、質疑を行います。
質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。
討論される方はございませんか。

(なしの声)

議長 討論なしと認めます。
これより採決します。
お諮りします。
議案第52号は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。
したがって、議案第52号「令和5年度久万高原町一般会計補正予算（第1号）」は、原案のとおり可決しました。

議長 追加日程第3、議案第53号「久万町・面河村・美川村・柳谷村新町建設計画の変更について」を議題といたします。
提案理由の説明を求めます。

(木下総務課長を指名)

木下課長 議案に基づき説明

議長 提案理由の説明が終わりました。
これより、質疑を行います。
質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。
これより討論を行います。
討論される方はございませんか。

(なしの声)

議長 討論なしと認めます。
これより採決します。
お諮りします。
議案第53号は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。
したがって、議案第53号「久万町・面河村・美川村・柳谷村新町建設計画の変更について」は、原案のとおり可決しました。

議長 追加日程第4、発議第2号「森林・林業基本計画の推進並びに林野関係予算の確保及び拡充を求める意見書について」を議題といたします。
趣旨説明を求めます。

(岡部史夫議員を指名)

岡部議員 発議の趣旨説明

議長 趣旨説明が終わりました。
これより質疑を行います。
質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。
岡部議員、お引取りください。
これより討論を行います。
討論される方はございませんか。

(なしの声)

議 長 討論なしと認めます。
これより採決します。
お諮りします。
発議第2号は、提出者提案のとおり決定することに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。
したがって、発議第2号「森林・林業基本計画の推進並びに林野関係予算の確保及び拡充を求める意見書について」は、提出者提案のとおり可決しました。

議 長 ここでお諮りします。
時間延長したいと思います。これに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。
したがって、時間延長することに決定いたしました。
会議を続けます。

議 長 追加日程第5、「議会会報特別委員会報告」を議題といたします。
本件については、議会会報特別委員会委員長の報告を求めます。

(森 博議会会報特別委員会委員長を指名)

森委員長

議会会報特別委員会報告。

当委員会は、定例議会並びに臨時議会の内容について、原則として年4回、議会だよりを編集、発刊し、議会内容を公開、町民と議会との橋渡し役を担っております。

現在の委員は、2年前の4月に、町議会議員選挙後の初議会において、選任された6名で活動を行ってまいりました。

久万高原町議会だよりは、編集要綱をもとに、一般質問は1議員1ページとし、要約も質問者自身が行うとされていますが、議会全員協議会での話し合いにより、現在は本会議、各委員会質疑についても、議事録をもとに、原則質問者がまとめ、委員会に提出。それをさらに委員会で編集、関係写真、説明文などを加え、全体の調整、校正を行った上で、作成をしております。

執筆、編集に御協力いただいた議員各位には、この場をおかりしてお礼を申し上げます。

昨年9月には、全国町村議会議長会主催の町村議会広報研修会にも参加し、議会広報を作成する上での共通の課題、目指すべき方向について、示唆していただきました。

令和3年度広報コンクール受賞のトップ3を取り上げ、その取組内容も紹介されました。

優良事例に共通しているのは、議会傍聴者などの町民の声を掲載し、町民参加の地域に寄り添った紙面づくりを行っていること。読者の視点に立ち、分かりやすい、伝わる広報編集となっていることなどです。

町民の皆さん読んでもらえる、必要とされる議会だよりであるためには、コロナ感染の中で控えられてきた町民の声の聞き取り、広聴を積極的に行い、町民の共通の課題を掘り起こし、行政の対応、それに対する議会の質問、質疑を分かりやすい紙面で掲載する必要があります。そのためには、多くの質疑、回答の中から、本当に伝えるべきを取捨選択し、分かりやすく伝えるようにまとめ、掲載することも重要になってくると思います。

議会だよりだけではなく、協議会のホームページにおいて、議会議事録などの公開も行われており、情報公開が進んでいます。

今後一層、町民の皆様に親しまれ、読んでいただける。伝えるから伝わる議会だよりとなることを期待して、報告とさせていただきます。

議長 以上で、議会会報特別委員会報告を終わります。

議長 追加日程第6、「議会改革特別委員会報告」を議題といたします。
本件については、議会改革特別委員会委員長の報告を求めます。

(玉井春鬼議会改革特別委員会委員長を指名)

玉井委員長 議会改革特別委員会報告をいたします。

議会改革特別委員会は、平成25年度にはじめて設置されて以来、引き続き、町議会に設置されました。

本特別委員会の主な目的、町民の皆さんの声を行政に届け、政策に反映させることであり、従前でもちづくり懇談会などをはじめ、地域住民の皆さんの声を聞く機会を設け、その声を行政に届けてきました。

しかしながら、ここ3年ほど、新型コロナウイルスが猛威をふるい、町内においてもクラスターが頻発したため、町民の皆様との懇談会や、先進地視察、都市部からの講師を招いて研修することすらもはばからない状況となりました。

そのような状況の中でございましたが、我々議会改革特別委員会は、議会改革の先進地と言われる、市町議会の制度などを参考にして、本来の目的であります町民の皆様の声声を行政に届け、施策に反映させる手法について、検討を深めてまいりました。

先進地と言われる議会においては、住民からの意見聴取後に、1. 学識経験者を招聘した勉強会や、2. 先進地の行政視察。3. 委員会等の議員討議を経て、行政への政策提言を行っており、提言や事業執行された際には、執行状況の監視と評価を必置しています。

そして、その根拠となる規定として、議会基本条例を設定し、議論が一方通

行にならないように、執行部側に反問権を付与するなどしています。

本委員会においても、先進地の事例を参考に、議会基本条例素案の作成に取り組みました。素案は全24条になり、議会の説明責任や、住民の情報公開、議員間の自由討議、執行部の反問権の付与などを盛り込んでいます。

また、反問権の行使についてのルールや、議員間討議の申し合わせなどについては、他市町議会の資料を参考に、時間をかけて協議を行いました。

協議の中では、反問権を認めるとどういふ議論が活発になるのか、他市町の議会では、反問権はどのように行使されているのか等の疑問が出され、議員討議についても、感情的な対立が起こるが、逆効果ではないか、との意見もありました。

そこで、先進地の行政視察を実施した後に、検討を加える予定でしたが、先述のとおり、コロナ禍により、実施することは難しい状況となり、条例施策には至っておりません。

以前、議会にいただきました町民の皆様の声は真摯に行政につないでまいりました。それをさらに一歩進めて、議会としての政策提案できる仕組みを検討しましたが、同時にそのハードルの高さを知る機会ともなりました。

しかしながら、皆さんの声を政策に反映することは最も大切なことですので、今回の検討の上に、さらなる検討を重ね、議会改革が前進することを期待して、議会改革特別委員会の報告を終わります。

議長 以上で、議会改革特別委員会報告を終わります。

議長 追加日程第7、「デジタル推進特別委員会報告」を議題といたします。
本件については、デジタル推進特別委員会委員長の報告を求めます。

(高橋 誠デジタル推進特別委員会委員長を指名)

高橋委員長 デジタル推進特別委員会報告。

本町においても、光回線の埋設など、ICT環境も整ったことから、デジタルツールを議会においても活用することを目的に、デジタル推進特別委員会は

設置されました。

デジタルツールの活用については、取り組むべき課題はたくさんありますが、本委員会では、まずペーパーレス化に取り組むことにしました。予算書や決算書、各種会議資料など、紙の資料は1年間で膨大な量になります。これらがデータ化され、タブレット端末に納まっていれば、便利ではないか。また、郵送で送られてくる事務局からの連絡も、ビジネスチャットツールが使用できれば、素早く、便利にできるのではないか。そのような思いで取組を始め、会議システム、ソフトウェアの選定や、先進地視察など、様々な検討を重ねてきました。

その結果、本年1月20日に開催した委員会では、試験的にペーパーレス会議を開催することができました。

まだ幾つかの検討事項もありますが、間もなく全員にタブレット端末が配付される予定です。

これにより、ペーパーレスの議会や、各種会議が開催されるようになり、また事務局との連絡や、住民の皆様との情報共有などが飛躍的に便利になると考えられます。

はるか以前より紙であった議案や資料がデータになるため、正直、戸惑いはあります。しかしながら、コロナ禍以降、社会のデジタル化は急激に進展しており、これを契機に、本町及び本町議会のデジタル化を進め、町民福祉の向上に寄与することを期待して、デジタル推進特別委員会報告といたします。

議長 以上で、デジタル推進特別委員会報告を終わります。

議長 お諮りします。

以上で、本定例会に付議された案件は全て終了いたしました。

したがって、これで閉会したいと思います。御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。

したがって、本定例会は、これで閉会することに決定いたしました。

これで、本日の会議を閉じます。

(午後 5 時 0 6 分)

町長の挨拶を求めます。

(河野町長を指名)

町 長 3月定例会、大変お世話になりましたありがとうございます。新年度の予算を中心でございますから、数多くの議案、上程させていただきましたけれども、いずれも御承認をいただき、ありがとうございます。

また、その中で建設的な御意見も頂戴いたしました。ありがとうございます。それをしっかり胸に置きながら、今、少子化のところ、多くの課題もありますけれども、一方でカーボンニュートラルによくする、私どもの森林や、あるいは環境が癒される地として、着目も浴びているところでございます。大いなる希望を持ちながら、明日に向かって前進を図ってまいりたいと思います。

今後とも議員の皆様方の御支援を心から御期待申し上げます。

また、桜もほどなく咲くことではございましょう。議員の皆様方のますますの御活躍を心からお祈り申し上げ、閉会に当たってのお礼の御挨拶にかえさせていただきます。

大変お世話になりました。ありがとうございました。

議 長 閉会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

11日間にわたる3月定例議会、お疲れさまでございました。

来年度のみならず、未来に対するいろんな指針の議論が展開されたんではないかと、確信いたしております。

この上は、どうぞ理事者におかれましては、スムーズな実行と、また確実な政策、そしてその効果がおおきなることを心からお祈りをいたしたいというふうに思います。

暑かったり寒かったり、大変気候の不順なときでございます。それぞれ皆さん御自愛をいただきまして、御活躍をいただくことを祈念し、閉会の御挨拶いたします。

お疲れさまでございました。

以上で、令和5年第2回久万高原町議会定例会を閉会いたします。

事務局

(終 礼)

会議の経過を記載し、その相違なきことを証するために署名する。

議 長

署名議員

署名議員